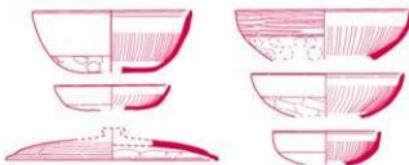


雲井遺跡第41次発掘調査報告書

—六甲山南麓地域における律令期遺跡の調査—



2021

神戸市

雲井遺跡第41次発掘調査報告書

—六甲山南麓地域における律令期遺跡の調査—

2021

神戸市

例　言

1. 本書は、現住所・兵庫県神戸市中央区琴ノ瀬町3丁目に所在する、雲井遺跡の第41次発掘調査報告書である。現地における調査および本書の執筆と編集作業は、神戸市文化スポーツ局文化財課 学芸員 石島三和が担当した。
2. 本報告の調査は、民間事業者による共同住宅建設を原因とする。
3. 本書で使用した方位は方眼北を示し、水準値（標高）は東京湾中等潮位（T.P.）を表している。国土地標は世界測地系第V系を使用した。
4. 本書で使用した遺構写真は調査担当者が撮影し、遺物写真は杉本和樹氏が撮影したものを使用している。
5. 発掘調査で得た遺物・図面・写真は神戸市が保管している。
6. 本書の刊行にあたってご協力いただいた関係各位のご尽力に厚く御礼申し上げます。

目 次

第Ⅰ章 はじめに	1
1 調査体制	2
2 調査の概要	2
3 既往の調査	3
第Ⅱ章 遺跡の立地と環境	5
1 立地	5
2 歴史的環境	5
第Ⅲ章 遺構	12
1 基本層序	12
2 遺構各説	14
3 遺構の先後関係	22
第Ⅳ章 遺物	25
1 土器類	25
第Ⅴ章 考察 六甲山南麓における7世紀の土器様相Ⅰ (A群①/生田川流域の供膳具)	31

挿 図

Fig.

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1 雲井遺跡の範囲および周辺環境 | 10 SI201平面および断面図 |
| 2 調査区位置図 | 11 SX202平面および断面図 |
| 3 六甲山南麓地域の律令期遺跡 | 12 土坑・ピット 平面および断面図 |
| 4 調査区土層図 | 13 SX201平面および断面図 |
| 5 第1遺構面平面図 | 14 SX202出土土器実測図 |
| 6 第2遺構面平面図 | 15 その他の遺構出土土器実測図 |
| 7 第3遺構面平面図 | 16 繩文土器拓影
および実測図 |
| 8 SB201平面および断面図 | |
| 9 SB201柱配列復元模式図 | |

- 17 二宮遺跡第1次調査 飛鳥時代遺構面平面図
- 18 二宮遺跡第1次調査 飛鳥時代供膳具の器種構成
- 19 二宮遺跡第1次調査 奈良時代供膳具の器種構成
- 20 生田川流域における律令期土器供膳具の型式組列
- 21 二宮遺跡第1次調査出土の飛鳥時代供膳具1（包含層1・黒褐色砂質土）
- 22 二宮遺跡第1次調査出土の飛鳥時代供膳具2（B区 SD301）
- 23 二宮遺跡第1次調査出土の飛鳥時代供膳具3（建物遺構）
- 24 二宮遺跡第1次調査出土の飛鳥時代供膳具4（鍛冶炉）
- 25 二宮遺跡第1次調査出土の飛鳥時代供膳具5（包含層2・褐色砂質土）
- 26 二宮遺跡第1次調査出土の供膳具6（奈良時代包含層）
- 27 二宮遺跡第1次調査出土の供膳具7（祭祀遺構B区 SX201）
- 28 二宮遺跡第1次調査出土の供膳具8（洪水砂）

Tab.

- 1 律令期遺構の調査事例（雲井遺跡）
- 2 律令期遺構の調査事例（二宮遺跡）
- 3 六甲山南麓地域の古墳時代後期～律令期遺跡
- 4 『新撰姓氏録』所収の六甲山南麓の氏族
- 5 第41次調査第2遺構面検出遺構の時期
- 6 二宮遺跡第1次調査須恵器杯H/G口径の分布（飛鳥時代遺構および遺物包含層出土）
- 7 二宮遺跡第1次調査須恵器杯A/B口径の分布（飛鳥時代遺構および遺物包含層出土）

写真図版

- | | |
|----------------------|---------------------|
| P.L.1 空中写真（1） | 10 SK204検出状況（西から） |
| 1 第41次調査区上空から六甲山系を望む | 11 同上（北西から） |
| 2 2区第2遺構面（南東から） | 12 整地層堆積状況 |
| P.L.2 空中写真（2） | 13 SK2324（手前） |
| 3 2区第2遺構面（東から） | SK2325（中央）検出状況（北から） |
| 4 1区第2遺構面（北東から） | 14 1区第1遺構面全景（東から） |
| P.L.3 | P.L.5 SX202出土の土器 |
| 5 SX202検出状況（東から） | P.L.6 その他の土器 |
| 6 同左（南西から） | 包含層出土 土器および土製品 |
| 7 SI202検出状況（北から） | 整地層出土 |
| 8 SB201検出状況（西から） | 縄文土器 |
| P.L.4 | 第2遺構面基盤層出土 |
| 9 SB201検出状況（南から） | 遺物包含層出土 |

第Ⅰ章　はじめに

本書は兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町3丁目に所在する、雲井遺跡の発掘調査報告書である。雲井遺跡における発掘調査は昭和62年の第1次調査以降本報告で41次を数え、既往の調査成果から、当該遺跡が縄文時代早期まで始期の週及できる集落遺跡である事、集落は弥生時代に盛期を迎える後中世にいたるまで断続的ながら継続した事などが明らかとなっている。

本書で報告する第41次調査は共同住宅建設に伴うもので、現地における発掘調査は令和元年12月18日から令和2年3月27日まで実施し、その後神戸市埋蔵文化財センターにおいて、出土遺物の整理および調査、報告書編集作業を令和2年度に行なったものである。なお現地での調査は工



fig.1 雲井遺跡の範囲および周辺環境 (1:5,000)

ゴチック数字は各調査区の調査次数を、白抜き数字は律令期の道構を確認した調査を表す。古代山陽道に関しては、足利健亮の研究をもとにした。

事影響範囲を対象とし、工程の便宜上、対象範囲を二分割して（fig.2）順次実施したが、本書ではこれらを一括して報告する。

1 調査体制

令和元年度の現地調査、令和2年度の出土遺物整理・調査および報告書編集作業における組織は以下の通りである。

令和元年度

神戸市教育委員会事務局 教育長	長田 淳
教育次長	後藤徹也
文化財課長	安田 滋
埋蔵文化財係長	東喜代秀
事務担当学芸員	阿部敬生
調査担当学芸員	石島三和

令和2年度

神戸市文化スポーツ局 局長	岡田健二
副局長	宮道成彦
文化財課長	安田 滋
埋蔵文化財センター担当課長	前田佳久
埋蔵文化財係長	東喜代秀
埋蔵文化財係担当係長	中村大介
事務担当学芸員	小林さやか
調査担当学芸員	石島三和

2 調査の概要

第41次調査では、調査区全域で3面にわたる遺構面を確認した。上位の遺構面より順に、第1遺構面＝中世、第2遺構面＝古墳時代後期から飛鳥時代、第3遺構面＝縄文時代後期である。本節では概略を述べ、詳細は各説に譲る。

A 第1遺構面の時期

第1遺構面では、遺構面基盤層より上位の旧耕作土層に起因する耕作痕のほか、若干のピットを確認した。これらのピットは配列に規則性がなく、建物柱穴と判断できるものは存在しなかった。ピットからの出土土器はいずれも細片で、詳細な年代を確定するに至らなかったが、直上位の遺物包含層からは、最新相で中世前期頃、最古相は縄文時代後期と、幅広い時期の土器が出土している。この面で検出した耕作痕の形成時期については、遺物包含層出土土器の最新相に近いと類推している。

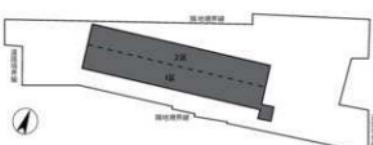


fig.2 調査区位置図

B 第2遺構面の時期

第2遺構面では、同一基盤層上で古墳時代後期から飛鳥時代にわたる複数時期の遺構を検出した。そのうち古墳時代後期の遺構については、いわゆる「陶邑福年」におけるTK209併行期、飛鳥時代については、飛鳥時代後半と判断される。古墳時代後期の須恵器については、

研究者間で多少年代観の揺らぎが存在するようだが、本書では古墳時代の須恵器に関しては、概ね田辯昭三（田辯1966）の研究成果に依拠しつつ、近年の年代観について一部白石太一郎の論考を援用した（白石2009）。7～8世紀の土器に関しては、西弘海および奈良文化財研究所（西1986奈文研1978, 2011, 2016, 2019）および難波宮における佐藤隆（佐藤2003, 2019）の論考を参照し、器形（器種）名称は、奈良文化財研究所による平城宮・京の一連の研究成果に従った。

C 第3遺構面の時期

第3遺構面では、顕著な遺構は確認されていない。今回遺構面としたのは、縄文時代後期頃の土器を一定量含む遺物包含層の直下に堆積する、バイラン土由来の無遺物層だが、この層は今回調査地の北西15mの地点で実施された第32次調査において、縄文時代後期の遺構面とされた層（神戸市教委2013）と連続する可能性が高いため、今回調査でも「遺構面」として扱ったものである。

3 既往の調査

以上のように、今回の調査で主体となる遺構・遺物は第2遺構面に関するものである。したがって本節では第2遺構面の遺構が示す古墳時代後期から飛鳥時代を中心に、雲井遺跡における既済調査との関連性に触ることとする。過去の調査成果から、これまで当該遺跡は縄文時代から弥生時代の遺跡として取り扱われる機会が多くあったが、それについては既刊報告書等で繰り返し論じられており再言を要しないため、概略を記すに留める。

A 縄文時代から弥生時代に関する調査

雲井遺跡における集落形成の始期が、縄文時代早期まで遡及できることは前述した。既済調査によれば、当該遺跡では早期以降、縄文時代全般を通して遺構の存在が確認されており、その後弥生時代中期段階に入つて集落の最盛期を迎えると考えられている。弥生時代の雲井遺跡は、堅穴建物群の検出される居住域、それと隣り合う周溝墓群などが確認されており、長期にわたる集落の沿革の中でも特に具体的に景観が把握できる。特筆すべき近年の調査動向としては、縄文時代に関しては、北白川C式の土器群がまとまって出土した平成22年の第32次調査（神戸市教委2013）が挙げられるが、弥生時代については第1次調査以来、主にJR神戸線以南で実施された調査がそれぞれ成果を上げているので、詳細は各報文を参照されたい。第28次調査報告書が2010年までの調査成果について網羅的にまとめており、参考になる（神戸市教委2010）。

B 古墳時代および飛鳥時代に関する調査

続く古墳時代の様相は、弥生時代のそれほど詳細には把握されていない。特に後期以前の遺構は未確認で、弥生時代から古墳時代へ移行するプロセスが不明確である。この事実は、あるいは当該地域の集団の沿革における小規模な断絶を示す可能性がある。

上記空白期間を経て、雲井遺跡では古墳時代後期、具体的にはTK43からTK209併行期に入つて再び一定程度まとまりのある遺構群が確認されるようになる。当該遺跡内において、「古墳時代後期」と報告された調査はtab.1に示す通りである。

ところで、雲井遺跡では過去に「飛鳥時代」の遺構が報告された例はない。本書では、飛鳥時代すなわち古墳時代終末期については、TK209よりも後出の須恵器を出土する段階と定義するが、

期別	調査次数	調査内容	文献
古墳時代後期-飛鳥時代	第6次	溝、ピット	神戸市教委 1997
	第10次	豊穴建物	神戸市教委 2000
	第12次	豊穴建物	神戸市教委 2004
	第20次	豊穴建物、掘立柱建物、土坑	神戸市教委 2008
	第23次	豊穴建物	神戸市教委 2008
	第26次	溝、ピット、土坑等	神戸市教委 2009
	第30次	跡溝、ピット	神戸市教委 2011
	第34次	豊穴建物	神戸市教委 2014
	第37次	溝、ピット	神戸市教委 2018
奈良時代	第38次	豊穴建物	神戸市教委 2018
	第41次	掘立柱建物	本書
	第8次	跡溝、ピット (掘立柱建物)	神戸市教委 1998
	第10次	跡溝	神戸市教委 2000
平安時代	第27次	跡溝	神戸市教委 2011
	第41次	掘立柱建物	本書
	第16次	掘立柱建物	神戸市教委 2005
	第34次	掘立柱建物、埋甕	神戸市教委 2014

tab.1 律令期遺構の調査事例（雲井遺跡）

期別	調査次数	調査内容	文献
飛鳥時代	第1次	豊穴建物、掘立柱建物、鍛冶炉 調査施設を作った水路	神戸市教委 2001
	第2次	日向河岸	神戸市教委 2003
奈良時代	第1次	庭衣廻、水路	神戸市教委 2001
平安時代	第1次	掘立柱建物、水路	神戸市教委 2001

tab.2 律令期遺構の調査事例（二宮遺跡）

甲山南麓の斜面地に南北に伸びる形で広がっている（fig.1）が、集落形成史という観点からみれば、実は両者は一体であり、二つの遺跡を包括する一定の空間内で、時代ごとに遺構の分布域が移動したとする理解が、その実態に最も近いであろう。

南の雲井遺跡は過去の調査地が遺跡南半に集中し、今回調査地を含む北半の実態はさほど明確でない。北の二宮遺跡は調査事例そのものがわずか3例で、限られた成果に基づき、飛鳥時代から奈良時代と推測されている段階である。しかし二宮遺跡の3事例のうち、第3次調査では弥生時代後期の大溝が発見されており、この遺跡が古代以前に遡及することは明らかである。また雲井遺跡では、古墳時代後期から律令期の遺構の確認例は、今回調査も含め現在のJR 神戸線付近以北に集中している。

以上の点から、古墳時代後期以降該地の在地集団の活動域は、前代のそれと一部重なり合いながらも北進傾向にあり、律令期前半の段階で、こんにち二宮遺跡として周知される範囲に定着したと考えられるのである。両遺跡の空間的不可分性に対する認識と検証は、今後もこの地域で調査を継続するにあたって、不可欠かつ基礎的な視角であろう。

これ以降の時期については陶邑編年ではなく、より一般的に使用されている西の飛鳥編年の時期区分を使用する。ただし飛鳥編年と陶邑編年との対応関係について、厳密な検討を踏まえたものではない。

C 奈良時代に関する調査

「奈良時代」の遺構の報告例は3例を数える。この3例で明確に遺構を捉えた調査はなく、いずれも遺物包含層や耕作痕を確認するにどまっている。平安時代については割愛する。

こうしてみると、今回報告する第41次調査の内容は、これまで先史時代を中心に語られることの多かった雲井遺跡の中で、ある種異質な感がある。しかしその問題に関しては、過去の調査担当者が異口同音に報文中で指摘したように、雲井遺跡の北に隣接する二宮遺跡との関連によって説明できる。行政上の区分である「雲井遺跡」と「二宮遺跡」は、その北端と南端で境を接しながら、六

第Ⅱ章 遺跡の立地と環境

1 立地

雲井遺跡は、神戸市域東部の中央区に所在し、その範囲は概ね現在の琴ノ緒町、旭通および雲井通の全域にまたがると推定されている。この一帯は地勢的には六甲山南麓の沖積平野にあたり、遺跡の東を2級河川生田川が南流し、大阪湾へと注ぐ。遺跡から湾までの直線距離は1.2ないし1.3km程度、遺跡周辺の現地表面の標高は、18.0mから16.0m前後である。

遺跡の形成と密接なかかわりのある生田川は、明治時代に現在の場所に付け替えられるまで幾度となく氾濫を繰り返し、その都度流路を更新してきたと想像されるが、区の中心を南北に貫く県道30号線、通称「フランワーロード」が、こんにち見られる人工河川になる以前の旧生田川跡である事は広く知られている。現在川は遺跡の東を流れるが、本来の景観は、集落の西に水系が位置するものであった。

雲井遺跡とそれに北隣する二宮遺跡は、旧生田川の左岸に形成された自然堤防に沿って、その後背地に展開したため、遺構面基盤層である六甲山由来のバイラン土層が、西から押し寄せた生田川由来の沖積砂層に浸食された状態で確認される例が、過去の調査に際して繰り返し報告されている。場合によっては、遺跡西半の遺構面基盤層が、沖積砂層によって形成されている例もある。こういった浸食作用の痕は様々な時代の層で認められ、旧生田川における氾濫頻度の高さや、水系流域を本貫とした人々の、川への対抗と共生の歴史の長さを示すものと考えられる。

2 歴史的環境

A 古代山陽道、およびその前身道との関連

遺跡の所在する旧生田川水系一帯は、9世紀以降の国郡里制下においては「摂津国八部郡生田郷」と称された。8世紀の郡制施行に先行する「改新の詔」においても、旧生田川水系を包含する六甲山南麓地域は「畿内」の扱いを受けている（註1）が、該詔が述べるウチツクニの範囲が、難波宮を起点に伸びる幹線道に沿った形で定められた事はよく知られている。

前章で述べた雲井遺跡の遺構分布が「古墳時代後期」以降北進する現象は、この幹線道の存在と分かちがたい関係にあり、古代の遺構分布の南限に近世の西国街道（古代山陽道推定路）が遺跡を貫通する形で横断している地勢と不可分である。古代山陽道の前身となる幹線道が、「改新の詔」が示すところの畿内において成立した時期は明確でないが、「書紀」の編纂者は難波宮との関係性を念頭にウチツクニの範囲を説いており、「書紀」成立当時、前身道は前期難波宮の示す7世紀中葉から後葉頃まで遍及できるとの認識が存在したようにも取れる。これは大倭國や河内国における条里地割の成立年代（井上2004）とも合致しており、条里制が幹線道を起点として展開したことを見念頭におけば、畿内における古代山陽道前身道の成立は少なくとも7世紀段階であり、かつ条里制の施行に先行する時期と想定してよいだろう。ただし生田川流域の地において、大倭や河内と等しい7世紀前葉（吉川2011）まで遡及可能かについては、今のところ考古学的な論証は不十分である。

しかし雲井遺跡に関する発掘調査報告の多くが「古墳時代後期」と判断した時期に、遺構分布が北進を開始し、やがて二宮遺跡へと定着する事実は、遺跡内の該期の建造物の造営事業が幹線道に規定されていた可能性を示唆している。これはすなわち、当該遺跡の在り方が直線道や方格地割といった律令的な土地管理制度の導入時期を反映しており、六甲山南麓地域における律令的支配の始期を見極めるうえで、重要な問題を孕んでいるといってよいだろう。

B 水系および周辺の遺跡・古墳の分布

六甲山南麓における幹線道と遺跡分布との関連は、さらに視野を広げて周辺の同時代遺跡を俯瞰することで、より明確になる。fig.3に示したように、六甲山南麓地域には6~8世紀を時期的主体とする遺跡が、水系単位で、古代山陽道推定路に沿って、ある程度面的な広がりを持って存在するのである。

まず旧生田川水系 (fig.3-A) では、雲井・二宮両遺跡の西方約900mに生田遺跡、東方約1kmに日暮遺跡が位置する（生田遺跡の西隣に花隈城跡下層遺構として律令期遺構の存在が知られているが、これについては旧三の宮駅構内遺跡とともに、生田遺跡と一緒に解説すべきであろう）。この5ないし6の遺跡が、相互補完的なひとつのまとまりをなし、集団間の地縁的交流の基礎単位を構成するのである。同様に古湊川水系 (fig.3-B) には上沢遺跡・御藏遺跡・三番町遺跡、住吉川水系 (fig.3-D) には住吉官町遺跡・郡家遺跡というように、各々の水系ごとに集団の単位が確認できる。この傾向は妙法寺川水系 (fig.3-C) や芦屋川水系 (fig.3-E) まで範囲を拡大しても大きく変化することは無いが、Cの妙法寺川水系では、水系周辺の遺跡数が減少

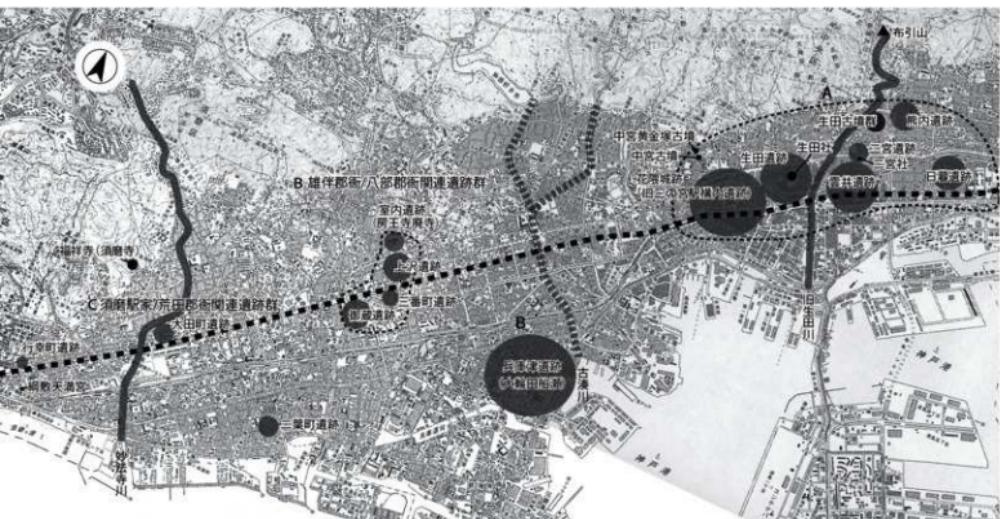


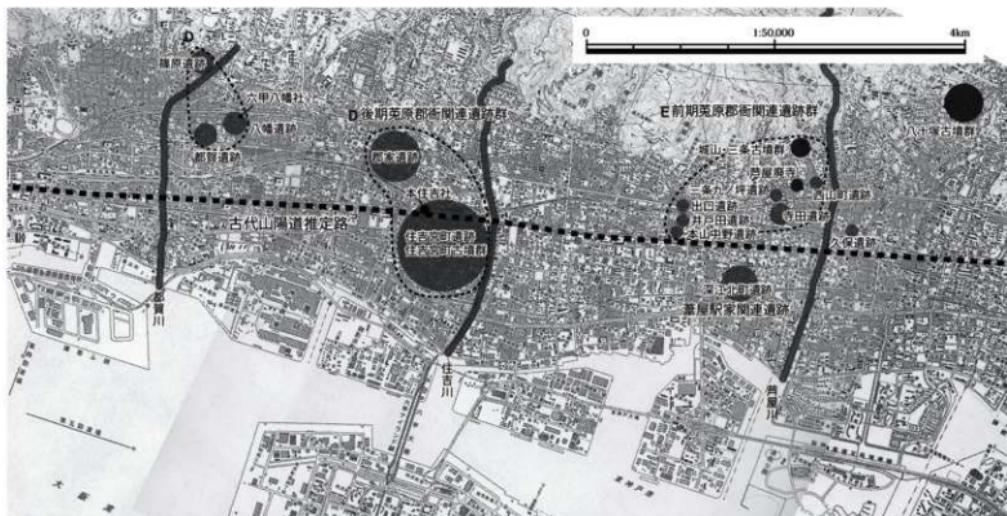
fig.3 六甲山南麓地域の律令期遺跡（飛鳥時代～奈良時代まで） 古代山陽道は足利健亮の研究に基づく。

して面的なまとまりをなさず、点的な分布形態に移行しているという違いがある。妙法寺川水系を越えた以西には明石櫛淵（註1）が控え、ウチツクニの疆界となる（註2）。

このような幹線道沿いの面的かつ濃密な遺跡分布は、宮都周辺に特有の集団配置の一形態と考えられ、妙法寺川以西の点的な分布とは質的相違があり、該地の在地集団と王権との服属関係の歴史や遠近の現れと解釈できる。

さらにこの水系単位の遺跡群は、それぞれ群集墳とも対応する。生田川水系では生田町古墳群および中宮黄金塚古墳（6基からなる群集墳）、中宮古墳、住吉川水系では住吉宮町古墳群、芦屋川水系では城山・三条古墳群がそれである。ただし旧生田川水系における古墳群形成の開始年代は6世紀を上限とするが、住吉川水系のそれは5世紀初頭まで遡り、六甲山南麓内部であっても、各水系の在地首長層間で歴史的背景の差異が存在することを示している。住吉宮町古墳群で最も古い5世紀初頭の築造年代を示す第52次調査古墳が、墳丘築造技術その他の諸要素に中央の正統的な要素を色濃く示す事実（神戸市教委2019）は、造墓集団と王権との服属関係の濃度を反映しており、住吉川流域を本貫とする集団が、倭王権が中央集権体制を確立するより以前の部族共同体の段階ですでに、相当程度強固に王権に服属していることを表している（註3）。

これに対し旧生田川水系の集団は、6世紀に入って造墓活動を開始する。このことはこの集団の出自が、前代から続く伝統的な在地首長系譜の発展の上にあるのではなく、むしろそれら中小首長層の内部から新たに現れ、私的所有を実現することで既存の共同体を解体せしめる役割を担った新興層である可能性を示している。であれば雲井遺跡の遺構動態が、縄文時代一弥生時代までと古墳時代後期—律令期までの間に小規模な断絶を挟む事実とも整合性があり、その断絶が



古漆川の流路は落合重信の研究（落合1975）および周辺の既済発掘調査成果などをもとに示したが、あくまで概略である。

6世紀に当該地域で生起した集団の解体再編に起因するとも考えられるのである。

このように6世紀の六甲山南麓地域では、在地で内的に成長した、水系を単位とする諸集団が、その成り立ちや王権との結びつきの濃淡といった点に若干の不均等を内在させつつも、それぞれに地域共同体を自律的に経営する役割を果たしてきた。しかしその後、ここに挙げたA～Eの遺跡群の多くが平安時代まで存続し、なおかつ官衙的属性を付せられようになることからみて、六甲山南麓の中小在地首長層が、7世紀以降進行した王権による地方支配制度の整備に併せて横滑り的にその内部に組み込まれていったことは明らかである。王権による地方統治は、概ね5世紀から7世紀にかけて県制一国造制一評制一国都制と段階的に進行するが、王権中枢部にはほど近い六甲山南麓地域では、畿外その他周縁地域に比して、それなりに早い段階で制度が浸透したとみるべきで（註4）、遺跡動態的には、6世紀の段階では未だ明確であった氏族間の個性が、7世紀頃から均質化に向かい始め、最終的に「官衙関連遺跡」という存在形態でおしなべるごとく集約され、「国」「郡」といった一律的な概念で把握される、中央集権制度下の一地方機関へと変質するようと思われる。

C 文献史料にみる六甲山南麓の諸氏族

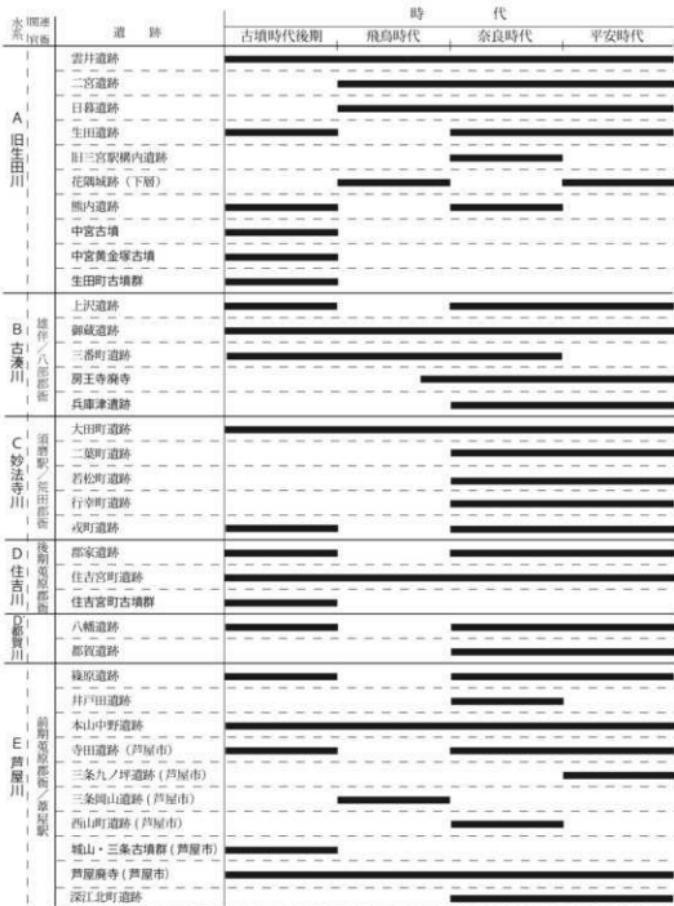
古代における氏族社会がきわめて重層的な構造を持っていた事実は、先学諸氏の優れた研究によって広く説かれるところである。王権周縁地である六甲山南麓地域も例外ではなく、その多層性を現存史料に沿って確認する手始めに、まず『法隆寺伽藍縁起并流記資材帳』を挙げておきたい。8世紀中葉の法隆寺財産目録だが、各地に点在する法隆寺領を記した山林・岳・嶋の項には「雄伴都宇治郷宇奈五岳」の記載があり、その四至は「東限彌奈刀川、南限加須多池、西限凡河内寺、北限伊米野」となっている（註5）。ここに見える「凡河内寺」とは現在室内遺跡あるいは房王寺庵寺と呼ばれる遺跡に比定されており、fig.3のB群に所在することが、発掘調査によって明らかになっている（兵庫県教委1998）。「西摂大観」採録の房王寺庵寺出土瓦写真（註6）を見る限り法隆寺式のようなので、寺の創建年代は少なくとも7世紀後葉まで遡及可能と考えるが、固有氏族名を寺号とする同寺の属性については、凡河内直の氏寺とするのが妥当であろう。

次に『延喜式』神名帳に見える摂津国菟原郡「河内国魂神社」（註7）を挙げる。同社は江戸時代に比定された神戸市灘区五毛社、または東灘区網敷天満宮とその背後の御影山付近のことを指すと考えられているが、国魂神社は8世紀以降律令国造の管掌下におかれるものであるから、これも8世紀段階の摂津国造凡河内氏が供奉する社としてよい。

ここからわかることは、8世紀段階の住吉川水系から古湊川水系にかけての一帯が、国造系氏族凡河内氏の支配領域であること、当該地域は国郡制上は古湊川水系が雄伴郡、住吉川水系は菟原郡に該当すること、の2点である。凡河内氏は、6世紀頃にはすでに難波津・武庫水門を掌握していたとされる在地豪族で、当時吉備と緊張関係にあった王権の盾として、明石国造やその他の瀬戸内海沿岸に配置された海部系の凡直らとともに對吉備海防に力を發揮し（森2014）、9世紀成立の『国造本紀』にも、六甲山南麓の国造としてその名を残している（註8）。

前述の古代寺社の配置から、その本貫を六甲山南麓に求める説のある（吉田1973）凡河内氏だが、有力豪族としての勢力は、8世紀にはすでに衰えはじめて官人化していたようである。とはいこの地域の白鳳寺院は芦屋庵寺のはかには凡河内寺しか知られておらず、その一翼が中央国造層を顧主とすることの意義は小さくない。

凡河内氏同様、国造・伴造層の情報としては、ほかに古湊川水系Cの遺跡群に所在する、大田



tab.3 六甲山南麓地域の古墳時代後期～律令期遺跡

町遺跡出土印面鏡の刻書「荒田都中富里荒田直□□」が挙げられる。この資料には8世紀代の年代が与えられており(兵庫県教委1993)、「荒田直」の存在を知ることができるが、荒田郡の名は文献上未見で、8世紀のうちに雄伴郡または菟原郡に吸収されたと考えられている。荒田直は9世初頭成立の『新撰姓氏録』(註9)によれば、和泉陶荒田付近を本貫とする氏族で、「中富」は中臣氏、「雄伴」は大伴氏にそれぞれ比定できる。凡河内氏や荒田氏が階層的には直、忌寸といっ

	氏姓	注釈	巻	録番号
武庫郡	津門首	摂津国武庫郡津門郷	6 摂津国皇別	242
菟原郡	草屋漢人	照田国菟原郡草屋郷	20 摂津国諸蕃	965
	布敷首	照田国菟原郡布敷	2 左京皇別	240
八幡伴部郡	矢田部連	摂津国八田郡八部郷	8 左京神別	355
	生田首	活田長岐國八部郡生田郷	15 摂津国神別	579

tab.4 『新撰姓氏録』所収の六甲山南麓の氏族

り、生田郷は雲井・二宮宮遺跡の所在する旧生田川系一帯を指すもので、生田首こそが、該地で古墳時代後期以降平安時代まで継続する集落を展開した、在地集團として比定されることになる。

このように、史料上確認できる6～8世紀段階の六甲山南麓の諸氏族としては、群臣・大夫層に中臣・大伴氏、中央系伴造・国造層には凡河内・荒田氏、在地中小首長層には生田・布敷氏といった階層構成が確認でき、当該地域が畿内国として王権周辺の有力氏族の支配下にあり、下部構造である伴造層も中央系氏族からなっていることがわかる（tab.4）。特に凡河内直については、8世紀段階の形骸化した律令国造としてではなく、「国造本紀」が記すような初期国造制の段階に中央集権的支配の準備として配置されたもので、六甲山南麓地域が、王権中枢部の一翼をなす河内・和泉とともに一円管理されていたことの表れと考えられる。「凡」「河内」には、河内系のウヂ名を持つ渡来氏族を束ねるという意味とともに、その本来の字義が示す通り、「あまねく」「王権中枢部」を司る行政官という意味があった。

そして該氏が7世紀後葉に古湊川系の地に氏寺を建立する事実は、あるいは評の成立による国造から評司への転身を契機とする可能性がある。すなわち王権と中央豪族による政治共同体における地方支配系統としての国造から、天皇一極の完成された中央集権制下での律令官人の転身表明としての造寺行為である。「統日本紀」慶雲三（706）年壬午条によると、摂津国造は從七位上凡河内忌寸石麻呂とある（註10）。一般的に令制下の律令国造は郡司職が兼帶するものなので、凡河内氏がこの前後に郡令層へと衣替えしたとする考えは、あながち的外れでもあるまい。7世紀後葉以降西日本各地で急増した白鳳寺院の中で、平安期まで継続するいわゆる「補修系寺院」（菱田2002）の多くが、造寺集團の地方実効支配勢力としての自己顕彰と、律令国家への地方官としての参画表明という二元的意義を持つことを念頭に置けば、凡河内寺もその他多くの地方寺院同様、「建都造寺」の脈絡で語られることと無縁でないかもしれない。

この同じ頃、生田首ほかの当該地域で古墳時代以来的に成長してきた中小首長層は、上記中央系諸氏族との擬制的同族関係によってその紐帯を再構築または再確認し、「新撰姓氏録」が編み上げる「同祖関係」という形で、王統譜との間に整合性をもった氏族系譜に体系化され、新たな君臣秩序の内側へと吸収されていく。このようにみた時、飛鳥時代以降平安時代までの六甲山南麓の遺跡動態は、6世紀以降不斷に押し寄せ続けた中央集権化の波をいかに乗りこなすかという課題についての摸索を余儀なくされてきた在地の人々が、中央諸氏族と歩を一にして律令官人化し、「国」「郡」という一律的な原則によって把握されていく道程であったことが改めて鮮明になる。

た伴造国造層であるのに対し、中臣・大伴は王権直近で朝廷を構成する群臣・大夫層であり、より上位の有力畿内豪族である。

その他『新撰姓氏録』には、左京の矢田部連に連なる「矢田部造」、中臣氏の同祖氏族とされる「生田首」「布敷首」等の名が記されており、明治期の栗田寛による生田首の考証注釈では「神名式 摂津八部郡生田神社」「和名抄 摂津国八部郡生田（以久多）郷」となっている。これに従う限り、生田郷は雲井・二宮宮遺跡の所在する旧生田川系一帯を指すもので、生田首こそが、該地で古墳時代後期以降平安時代まで継続する集落を展開した、在地集團として比定されることになる。

このように、史料上確認できる6～8世紀段階の六甲山南麓の諸氏族としては、群臣・大夫層に中臣・大伴氏、中央系伴造・国造層には凡河内・荒田氏、在地中小首長層には生田・布敷氏といった階層構成が確認でき、当該地域が畿内国として王権周辺の有力氏族の支配下にあり、下部構造である伴造層も中央系氏族からなっていることがわかる（tab.4）。特に凡河内直については、8世紀段階の形骸化した律令国造としてではなく、「国造本紀」が記すような初期国造制の段階に中央集権的支配の準備として配置されたもので、六甲山南麓地域が、王権中枢部の一翼をなす河内・和泉とともに一円管理されていたことの表れと考えられる。「凡」「河内」には、河内系のウヂ名を持つ渡来氏族を束ねるという意味とともに、その本来の字義が示す通り、「あまねく」「王権中枢部」を司る行政官という意味があった。

そして該氏が7世紀後葉に古湊川系の地に氏寺を建立する事実は、あるいは評の成立による国造から評司への転身を契機とする可能性がある。すなわち王権と中央豪族による政治共同体における地方支配系統としての国造から、天皇一極の完成された中央集権制下での律令官人の転身表明としての造寺行為である。「統日本紀」慶雲三（706）年壬午条によると、摂津国造は從七位上凡河内忌寸石麻呂とある（註10）。一般的に令制下の律令国造は郡司職が兼帶するものなので、凡河内氏がこの前後に郡令層へと衣替えしたとする考えは、あながち的外れでもあるまい。7世紀後葉以降西日本各地で急増した白鳳寺院の中で、平安期まで継続するいわゆる「補修系寺院」（菱田2002）の多くが、造寺集團の地方実効支配勢力としての自己顕彰と、律令国家への地方官としての参画表明という二元的意義を持つことを念頭に置けば、凡河内寺もその他多くの地方寺院同様、「建都造寺」の脈絡で語られることと無縁でないかもしれない。

この同じ頃、生田首ほかの当該地域で古墳時代以来的に成長してきた中小首長層は、上記中央系諸氏族との擬制的同族関係によってその紐帯を再構築または再確認し、「新撰姓氏録」が編み上げる「同祖関係」という形で、王統譜との間に整合性をもった氏族系譜に体系化され、新たな君臣秩序の内側へと吸収されていく。このようにみた時、飛鳥時代以降平安時代までの六甲山南麓の遺跡動態は、6世紀以降不斷に押し寄せ続けた中央集権化の波をいかに乗りこなすかという課題についての摸索を余儀なくされてきた在地の人々が、中央諸氏族と歩を一にして律令官人化し、「国」「郡」という一律的な原則によって把握されていく道程であったことが改めて鮮明になる。

【註】

1. 孝德天皇大化二年条「凡畿内、東自名豊横河以来、南自紀伊兄山以来、西自明石播磨以来、北自近江狭々波合坂山以来、為畿内国」。『日本書紀』については岩波書店日本古典文学大系68および、宇治谷孟校訂 講談社学術文庫版『現代語訳日本書紀』(下)を参照した。
2. 築内国の疆界については、現在神戸市須磨区一垂水区間の塙川付近とする説と、須磨区大田町遺跡付近とする説がある。8世紀段階の軒瓦の分布をみると、東から西への流れとしては、8世紀前葉の難波宮系重圓文瓦が御歳道路・上沢遺跡といった古湊川水系の遺跡まで到達するが明石市域には伝わらず、播磨國府・国衙系の本町式瓦という便化・在地化したものが少し遅れて伝播する。逆に西からの流れとしては、8世紀中葉の播磨國府・国衙系古内式瓦が、大田町遺跡と同じ妙法寺川水系の天神町遺跡を伝播の東限とする。重圓文瓦が後難波宮段階の中央系管轄組織の管掌範囲を表し、古内式瓦が8世紀後葉の播磨國衙の管轄管掌範囲を表すもので、それぞれの時期の国域をある程度反映すると考えるならば、考古学的には、古湊川水系と妙法寺川水系に挟まれたエリアが奈良時代における摂津・播磨それぞれの国衙の管轄管掌範囲の境界ということになる。ただし9世纪には平安宮・京系瓦や四天王寺と同文系の瓦が播磨國太寺庵寺(明石市)まで伝播するようになり、東からの瓦の流れは前代よりやや西へ拡大して、「明石櫛淵」として比定される位置により近づく。瓦の分布がどこまで直接的に国境を反映するかについては本書の主題から外れるため言及しないが、これらの現象は、飛鳥・平安期における古代山陽道沿いの道路の分布密度が面から点的な形態に移行するエリアとも整合性があり、畿内制下での領域認識や国都制下での国境の歴史的推移といった問題に一石を投じるものであろう。
3. 住吉川水系の道路動態については、「郡家道路第95次発掘調査報告書」(神戸市教委2020)が参考になる。これによれば郡家道路の最盛期は古墳時代中期だが、その頃に起った大規模な洪水により壊滅的な打撃を受け、古墳時代後期までに集落經營はいったん途絶するという。飛鳥時代から奈良時代の遺構は、今のところ郡家道路より住吉宮町遺跡において濃密に確認されており、住吉宮町遺跡と郡家道路についても単純に一体ではなく、旧生田川系同様二つに集団の構成要素や活動域が変化している可能性があろう。当該地域では古墳時代中期に活動域の変化を伴う集団の大規模な解体再編があったが、それは生田川水系で見るような政治的・社会的原因とは異なる、しかし不可避な自然災害を契機とするものであった。
4. 例えば畿内における編戸に関しては、7世紀中葉の庚午年籍を大きく廻る6世紀中葉と考えられている。大化以降の律令の諸制度の運用にこういった先行制度の存在は不可欠であり、国造制の段階からすでに部族共同体政権による支配の諸矛盾を克服する目的で、準備的に施行されたものも少なくないと思われる。
5. 「法隆寺伽藍縁起井波記資料帳」については、竹内理三編『改訂版 寧楽遺文(下)』(東京堂1962)を参照した。
6. 「西撰大觀」については、1911年の明輝社版を参照した。
7. 「延喜式 神名帳」については、虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』(集美社2000)を参照した。
8. 「国造本紀」については、「新訂増補国史大系 7 古事記・先代旧事本紀・神道五部書」(吉川弘文館1996)を参照した。
9. 「新撰姓氏録」については、群書類聚版ではなく、『神道体系 古典編』版(神道体系編纂会 1981)を参照した。同書に栗田寛「新撰姓氏録考証」が収録されている。
10. 「続日本紀」については、宇治谷孟校訂 講談社学術文庫版『現代語訳 続日本紀』(上)に掲載した。

第Ⅲ章 遺構

1 基本層序

今回の調査地では3面の遺構面を確認しているが、調査地内の層序は基本的に全城で同質である。ただし第2遺構面基盤層については、一部遺構形成に伴う地業が実施されており、その範囲では本来の自然堆積層が人為的な客土に置換されている。本書ではこの古代の地業痕を「整地層」と呼称するが、整地層は調査範囲の北東端で一部確認したもので、今回の調査範囲を超えてさらに北及び東に広がっており、地業の実施された規模は不明である。

A 第1遺構面

現況地盤から約30.0cm程度掘り下げた高さで第1遺構面を検出している。第1遺構面基盤層と現地表面をなす盛り土との間には40.0~60.0cm程度の厚さで近世~近現代の土器を含む旧耕作土層およびその床土が認められ、第1遺構面の検出高は、調査区北側で標高16.7m前後となる。第1遺構面基盤層は黒褐色系粘土層からなり、弥生時代中期~中世前期ごろまでの土器片を豊富に含む遺物包含層でもある。この面で確認された遺構は鶴溝2条とピット数基だが、埋土の質および出土土器片から判断して、上位層の耕作に伴う可能性が高い。

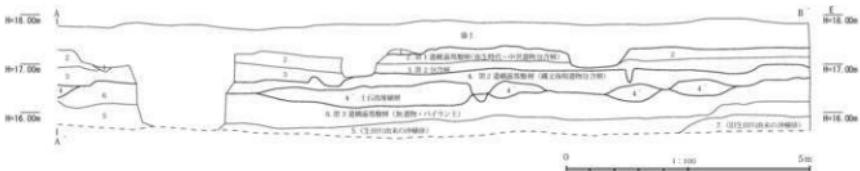
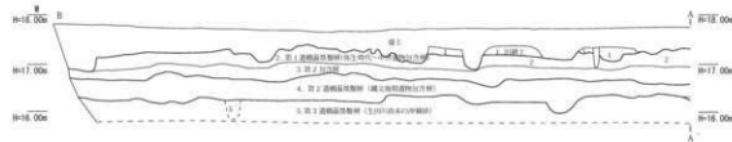
B 第2遺構面

第2遺構面は、第1遺構面基盤層とその直下位の黒褐色系粘土層を取り除いた、標高16.2m前後の面を基盤層とする。第2遺構面直上位に堆積する層は、上位の第1遺構面基盤層とほぼ同色ながら、1~3mm大の微細な花崗岩粒が多く含む点と、遺物の包含量において相違がみられる。以下、上位の層を第1遺物包含層、下位の層を第2遺物包含層とする。第2遺物包含層からは弥生時代~古代の土器が出土するものの、量は第1遺物包含層に比して少ない。第2遺構面の遺構として報告するものの中には、実際にはこの第2遺物包含層上面から切り込んでいるものもあり、厳密には第2遺物包含層上面を検出面とする遺構も混在していると考えるべきである。しかし黒色系基盤層に黒色系埋土という状況で目視による把握に精密性を欠いたため、第2遺物包含層上面の遺構についても、一括して第2遺物包含層直下層上面で検出した。

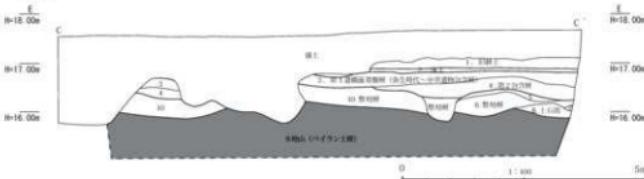
第2遺構面は、大きくは調査区西側では比較的軟弱な黄褐色系砂層、東側は黄褐色系粘質砂~細砂からなる堅緻なバイラン土層を基盤層とし、性質の異なる2種類の土層からなる。前者は旧生田川の由来の沖積砂層、後者は六甲山由来の、有機質の少ない花崗岩の風化層である。今回の調査地は旧生田川の左岸にあたり、川の氾濫がもたらす西からの堆積層が、六甲山由来の北からの層を浸食しているため、こういった基盤層の構成となった。

第2遺構面上で検出された遺構は、古墳時代後期から飛鳥時代を主体とする。これらの遺構群は調査地東側に集中しており、上述の沖積砂の堆積範囲を避けるように形成されている。ただし飛鳥時代の掘立柱建物は、比較的堅緻なはずのバイラン土層を取り除き、周辺由来の黒褐色系粘土層（本調査地において「第1遺物包含層」または「第2遺物包含層」として認識された土質に近い）と互層に盛り土する地業を施してから立てられており、土質に起因する地盤の強弱が調査

北壁 1



北壁 2



東壁

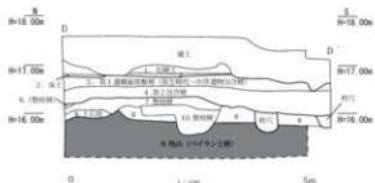
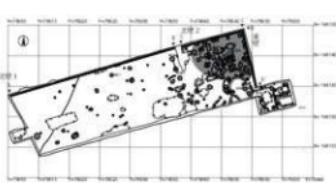


fig.4 調査区土層図

地内の遺構分布の濃淡を決定する主要因ではないと思われる。あるいは当該建物の造営にあたって、地山以上の高い地耐力が求められる何らかの事情があった可能性もある。

以上のように、第2遺構面は旧生田川由来の沖積砂、六甲山由来のバイラン土層、古代の整地層の3つの形成過程を異にする土層から構成されている。いずれの層の上面も検出高上は標高16.2m前後に収まり、東側と西側で高低差はさほどない。

C 第3遺構面

第2遺構面基盤層のうち、調査地西側の沖積砂層およびバイラン土層からは、北白川C式を主体とする縄文土器が若干量出土したため、これらの層を縄文時代の遺物包含層と認識し、その直下層の上面を遺構面として検出を試みたが、顕著な遺構は確認されなかった。

縄文時代の遺物包含層の直下層は、きわめて固緻な黄色系バイラン土層（無遺物）で、上面に北→南方向の断面レンズ状の土石流堆積層が切り込んだ痕跡が複数確認できる。土石流痕の平面の幅は1m程度と狭く、細かく枝分かれした流れであることを示しており、末端部分に近いと考えられる。この土石流層も無遺物で、検出高は標高16.0m前後を測る。

今回第3遺構面と考えた無遺物層は、平成22年に本調査地の西隣で行われた第32次調査の縄文時代遺構面の検出高と概ね一致することからみて、互いの調査で検出された面には一定の連続性を認めてよいだろう。なお第3遺構面基盤層以下については、調査区全体を東西に幅1mのトレンチによって標高15.3mまで断ち割り、遺構・遺物ともに存在しないことを確認している。

2 遺構各説

以上3面のうち、顕著な遺構が検出されたのは第2遺構面のみである。本節では第2遺構面の遺構を中心につき各説する。第2遺構面で確認された遺構は、整地層1か所、掘立柱建物1棟、竪穴建物1棟、門の可能性があるピット2基、廐棄土坑1基、焼土と炭を埋土とする土坑1基、そのほか用途不明の土坑、ピット多数である。これらの遺構の主なものは、同一遺構面上で平面が切り合っており、形成時期に前後関係を持つ。

A 整地層

後述の掘立柱建物SB201の造営にあたって実施された地業痕である。弥生時代～飛鳥時代までの土器類を含む土からなり、色調、土質から判断して周辺由来の土で構成されていると考えられる。

整地の範囲と規模

整地層が確認されたのは調査区東端の一部（fig.6の網掛け範囲）で、それ以外の第2遺構面基盤層は自然堆積層からなる。確認できた範囲の平面規模は南北約10m×東西約10m程度、平面不定形、調査区の北および東側にさらに続き、全体規模は不明である。この整地層は明確な掘方を持たず、調査区南東隅に向かって緩やかに収斂し、SX201付近で消失する。掘り込み地業のように明確な規格性を持たない可能性が高い。fig.6に示した範囲も平面目視で認識できる土質差と、一部断ち割りによる断面確認から判断し得た概略である。

積土工法

版築のように本格的なものではない。整地層を構成する土は、概ね①黄褐色系砂（本調査区基

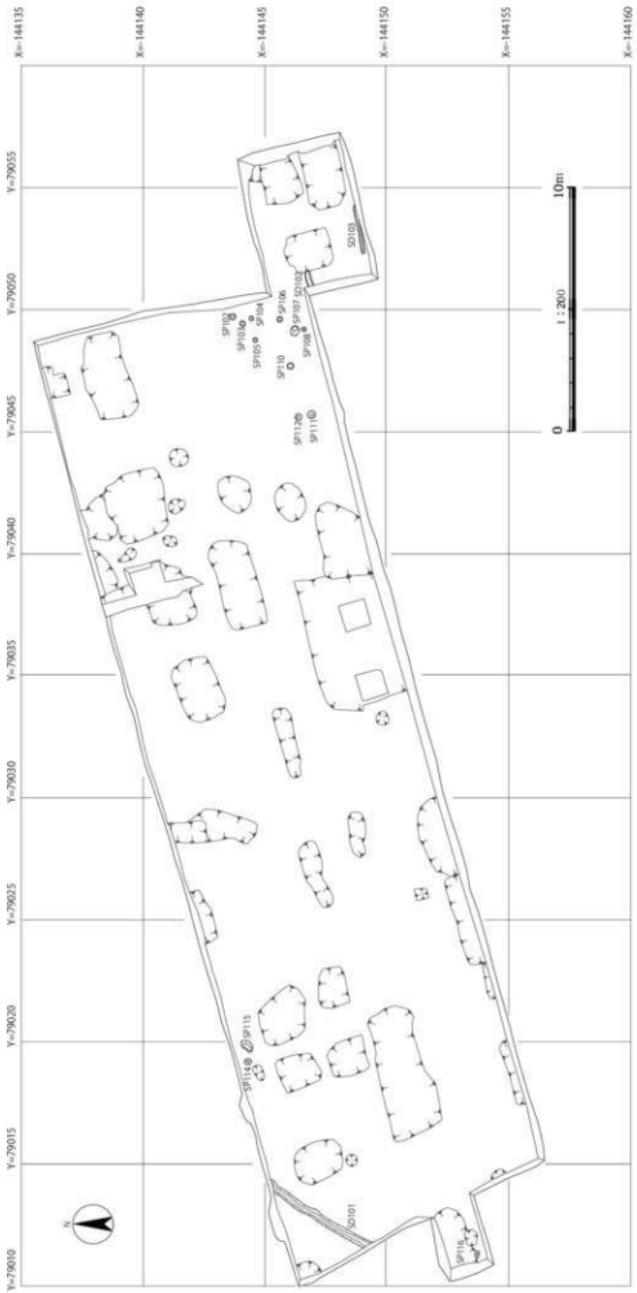
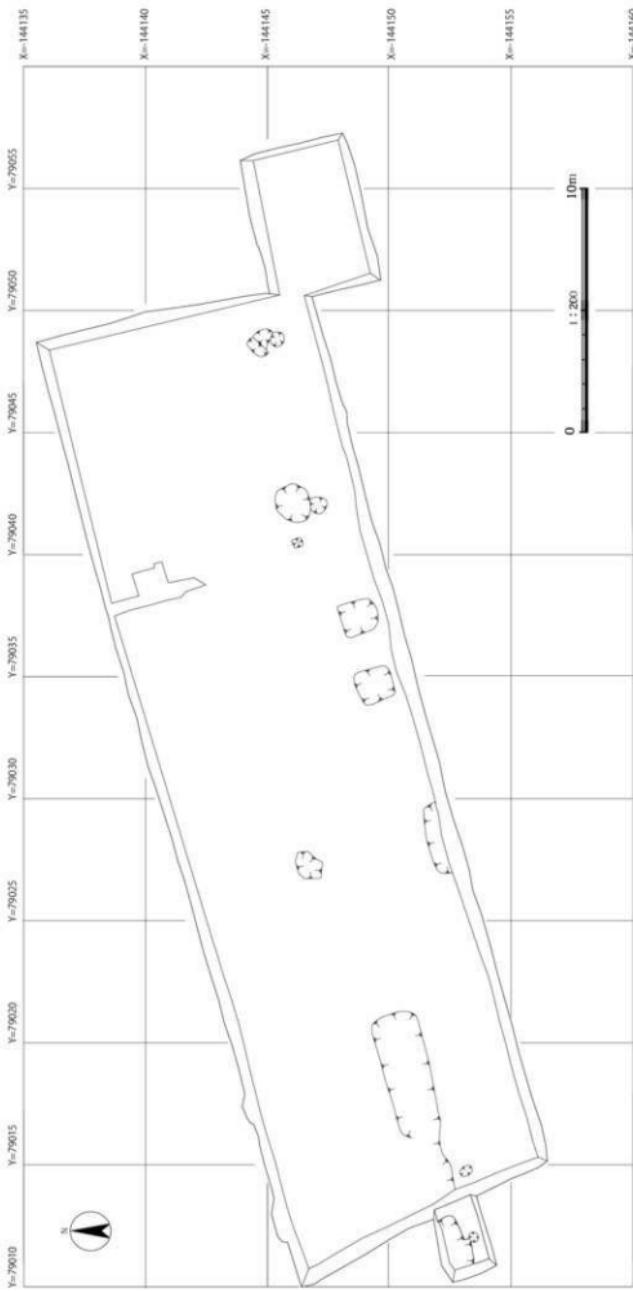


fig. 5 第1道橋面平面圖



Fig. 6 第2直轄區平面圖

Fig. 7 第3道橋面平面圖



本層序における「縄文土器包含層」か、その直下の「縄文時代遺構面基盤層」に由来する可能性が高い。②黒褐色系粘質砂～粘土③褐色系粗砂～砂礫（本調査区における「土石流堆積層」に由来する可能性が高い）のいずれかである。性質の異なるこれら3種類の土を、ブロックの状態でランダムに整地範囲内に投入しており単位の把握が困難である。部分的に版築様の水平な互層を示す箇所もあるが、場所によっては3cm大の黄色系砂の塊が黒色系粘土または粘質砂の単位中に粒状に混じって見えたり、厚さ数十cmの黒色系粘土層と粘土層の間に、10cm前後の厚さで黄色系の砂層または礫層が斜めに波打ちながら挟まっているなど様々で、積土工程に明確な「単位」意識が存在しなかったことを示す。いわゆる「版築」技法を正統・本格的な基礎固め工法とした場合、比してこの普請はかなり粗雑な印象を受ける。ただしこの整地範囲の上面は乾燥状態にお

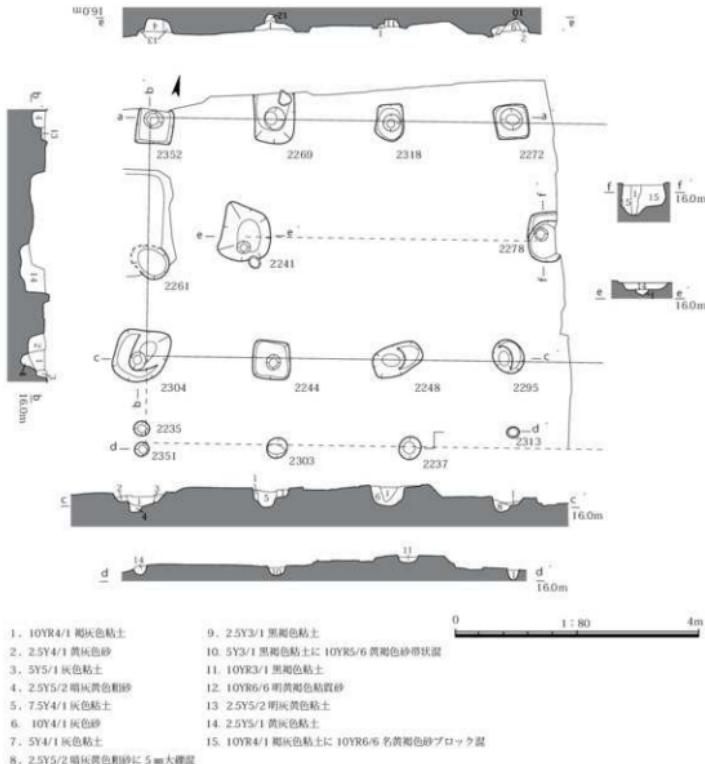
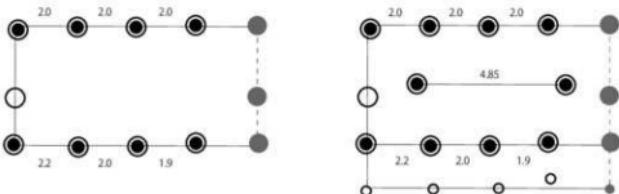


fig.8 SB201平面および断面図



復元案1 屋内棟持柱なし・外周柱列なし
復元案2 屋内棟持柱あり・外周柱列あり

柱間寸法は概略 (m)
fig. 9 SB201柱配列復元模式図（便宜上桁行は4間で復元した）

いて相当の硬度を示したため、基礎工事としての有効性はそれなりにあると考えらる。工具痕跡は確認できないものの何らかの叩きしめ工程を経ている可能性もある。

整地層出土の土器

この整地層からは弥生土器やTK209併行期の土器などが出土した。本調査地付近に存在した各時代の遺構基盤層や遺物包含層を客土として利用したことに起因すると考えられる。

B 掘立柱建物 SB201

建物構造、規模および造営軸

上記整地層に建つ桁行4間以上、梁行2間の側柱建物である。今回検出されたのは建物の南北および西辺で、東辺は調査区外に存在する。桁行総長7.0m以上、梁行総長3.7mの規模を持つ。柱間寸法は概算で桁行方向約2.0mでは等間、梁行方向はばらつきがあり、しかも柱穴のうち中央の1基は搅乱で上部を削平されているため、正確な平面形態や柱当たりが不明である。不規則な位置にあるその1基を除き、全体的に見れば柱筋の通りは悪くない。建物造営軸は方眼北に対し8°西に振れる。

柱穴掘方および柱径

柱穴掘方は一辺60cmの方形または隅丸方形で、南辺のものは一部掘方が崩れて梢円形または不整形の平面を呈する。柱穴深さは南辺で30.0~45.0cm前後、北辺で25.0cm~30.0cm前後、西辺で40.0cm~50.0cm前後で、いずれの側面でも掘方底部の標高は15.8m~15.9mの範囲に収まる。柱穴掘方はすべて整地層を掘り込んで作られているが、掘方底部が整地層下層のパイラン土（地山）に達せず整地層内に取るものと、整地層を突き抜けて地山に達しているものがあり、整地層の底面が平坦でない可能性がある。柱穴の底に沈下防止の礎盤、または礎盤石、根石等を敷設した形跡はない。南辺と北辺の柱穴についてはすべて柱痕跡が確認できたが、その径は20.0cm~30.0cmと幅がある。柱痕跡周辺の埋土は単層が多くて2、3層程度。

棟持柱の可能性がある柱穴 (SP2241およびSP2278)

SB201を個柱建物として復元したが、当該建物の側柱列内部に位置するSP2241とSP2278を棟持柱柱穴と考えた場合、二本の屋内棟持柱を持つ棟持柱付建物として復元することも可能である。その場合棟通りは南北の側柱筋に対しほば等間で、棟持柱筋は平柱筋とは揃わず、むしろ妻柱筋と揃うように思えるが、西辺の柱間寸法が搅乱のため不明瞭で確定困難である。なお、これを棟持柱柱穴ではなく、4間以上×3間の縦柱建物の柱穴とする可能性については、SP2241とSP2278ともに妻柱、平柱いずれの筋に対しても柱通りが不整合なので今回は排除する。

断面観察によってSP2241とSP2278には柱痕跡が確認されており、P2241は掘方底部に礎板石も認められる。これをSB201に付随する柱穴と解釈するか、あるいは切り合う別の建物柱穴と捉えるかは、建物の形状のみならず性格を考察するうえでも重要だが、SP2241とSP2278を、SB201と別個の独立した建物として復元しうる柱穴が周辺に存在しないため、今回はSB201に付随する可能性のみを考慮し、側柱建物、または棟持柱付き建物の二つの可能性を提示する。

外周柱列の可能性がある柱穴 (SP2235・2303・2237・2313)

SB201南の平側に平行して、直径40cm前後のピット列を一列検出している。外周柱列の可能性があるが、これらのピットは深さがいずれも10cm未満と浅く埋土は単層で、庇の柱や軒支柱の柱穴とは考え難い。ピット列は整地層上面に形成されており、SB201の造営と時期的な開きはさほどないと思われるが、ピットの構造からは確実にSB201に付随するとも確定しがたいため、あくまで可能性の範囲に留める。また北の平側にも同様の柱列が存在する可能性があるが、調査地外のため不分明である。出土遺物は細片で時期が判定できない。

建物の時期

SB201の各柱穴からは土師器、須恵器片が出土しているがすべて細片である。仮に年代判定可能な遺物が出土した場合でも、上記のような整地層上に築かれていることから、混入の可能性が否定できない。この建築遺構の時期については、出土遺物ではなく、周辺遺構との切り合いからその時期を判断すべきであろう。

C 壁穴建物 (SI201)

SB202に切られる方形壁穴建物である。建物北辺と東辺を検出しているが、後述の廃棄土坑SX202に北西隅を切られており、西辺および南辺は調査区外である。全体規模は不明、検出範囲中央に大型の搅乱坑が存在するため、柱配置も不分明である。西辺は周巻溝が検出されたが、北辺では確認されていない。検出できた下範囲で北辺3.5m×東辺3.8m以上、壁高約15.0cm程度で、炉の有無は確認できていない。方眼北に対し、西へ15°軸が振れる。

この建築遺構の時期については土坑SK204と切られているが、両者から出土する須恵器は、とともにTK209併行期の範疇である。あるいはSK204をSI201に付随する遺構と考えるべきかもしれない。ほかにも多数の小規模なピットに切られている。

D 門の可能性があるピット (SP2324およびSP2325)

整地層の広がりの西端で、門の可能性がある平面円形の土坑2基を並んだ状態で検出している。直径70.0cm程度、深さ25.0cm程度で、埋土は単層ないし二層程度と単純である。これを門とした場合二本柱門として復元されるが、2基とも柱痕跡は確認されていない。また門の場合、軸が方眼北に対し西に5°振れることとなり、SB201の造営方位と一致しない。左右にとりつくべき遮

蔽施設の痕跡も確認されていない。ただし遮蔽物については、鳥居形式の単独門の可能性もあるため、その有無は必ずしも門の属性として必須ではない。

平面円形のピットは、この2基のピットの両側にも複数基確認されている。上記2基とは規模と埋土の質に差異があるが、これらを同一遺構の柱穴と解釈する場合は、門でない可能性が生じる。ただし構とするには個々の規模が大きすぎるようだ。

この遺構を境として、第2遺構面基盤層は東の整地層と西の自然堆積層とに分かれ、以東にのみ遺構が密集することから、構造物群の集まる空間を区画する意図を持った施設である可能性があるが、現時点では門と確定するにいたらない。出土遺物は小片のみで、時期の詳細決定は困難。仮に門であれば簡単な形式で、官衙公門のような格式と性格は想定しえない。

E 土坑 (SX201)

SX201の内側で検出された土坑だが、出土遺物は細片で年代判定が不可能である。周辺に存在する複数のピットを切って形成されており、これらの遺構より後出と判断される。平面不整形で、長辺2.0m、短辺1.2m程度、深さ1.0m程度である。底面形状はすり鉢状である。整地層を彫り込んで形成されている事から、整地層との先後関係においても後出と判断できる。

F 廃棄土坑 (SX202)

SX201の南側で検出された大型の廃棄土坑である。平面不整形で検出した範囲での南北径4.0m程度、東西径2.9m程度、深さ60.0cm程度である。底面は平坦でなく起伏がある。

整地層が南に向かって収斂し、薄くなる範囲に形成されているが、基本的には整地層を掘り込んで形成されている。したがって整地層より後出の遺構である。埋土は2ないし3層と単純で、形成から埋没まで比較的の短期間であったとわかるが、炭、焼け土を顕著に包含し、火災後の清掃に伴う遺構の可能性が高い。出土遺物はいずれも小片で、時期の判定が困難であった。

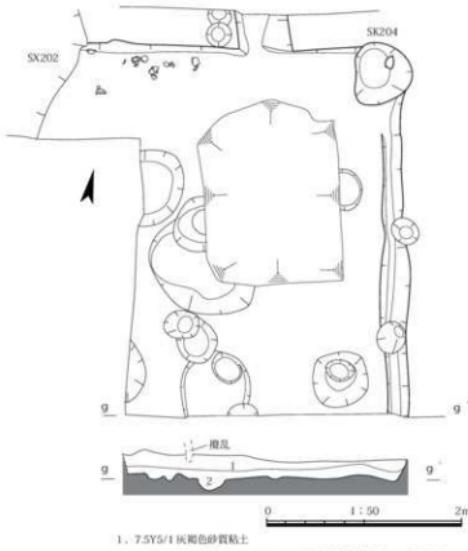


fig.10 SI201平面および断面図
1. 7SY5/1 黄褐色砂質粘土
2. 10YR5/1 黄褐色粘土に 10YR7/4 に似る黄褐色粘土ブロック混じり

G 焼土・炭を埋土とする土坑 (SK2297)

SB201の南で検出した、焼土、炭を埋土とする土坑である。平面円形で、直径80.0cm程度、深さ25.0cm程度、埋土は単層で、焼土のみで構成されている。ただし被熱の具合はさほど激しくなく、炭の量も多くない。火を焚いた痕跡の可能性もあるが、その規模は大きはないようである。出土遺物が細片のため形成時期は不明だが、整地層を掘り込んでおり、整地層より後出または同時期である。SK2297とSX202には埋土に炭粒や焼土を含むと言う共通性があるが、その理由は明確でない。ただし調査区の中央付近で検出したピット周辺の地面が一部被熱赤化しており、ほかに第2遺構面基盤層から露呈する花崗岩礫の表面が焼けはぜた状態を示して居たことなどから見ても、今回の調査区を含む一帯で、遺構の形成時期と前後して火災の発生した可能性は高く、SX202などは、火災後の清掃に伴う廃棄土坑であるとも考えられる。なお整地層およびSB201の柱穴、柱痕跡に炭、焼土、被熱痕は確認されていない。

H SI201と切り合う土坑 (SK204)

SI201の北東隅に、これを切る状態で形成された土坑である。平面円形、断面形状は筒状で、埋土は単層である。直径65.0cm程度、深さ42.0cm程度である。柱痕跡は確認できない。TK209併行期頃の須恵器杯を出土している。

3 遺構の先後関係

以上が今回確認された第2遺構面主要遺構の詳細である。第2遺構面で確認された遺構は、出土遺物が年代判定不能な細片や混入品である場合がほとんどで、出土遺物から年代を確定することが困難である。ただし上に述べたSX202、SK204、SI201についてはある程度一括りのある遺物出土状況を示すため、本節ではこれらの遺構を起点として、遺構形成の先後関係を整理しておく。

まずSX202については、廃棄土坑という性質上、形成年代と埋没年代には差はない可能性が高い。詳細は遺物各説に譲るが、概ね飛鳥時代の遺構としてよい。

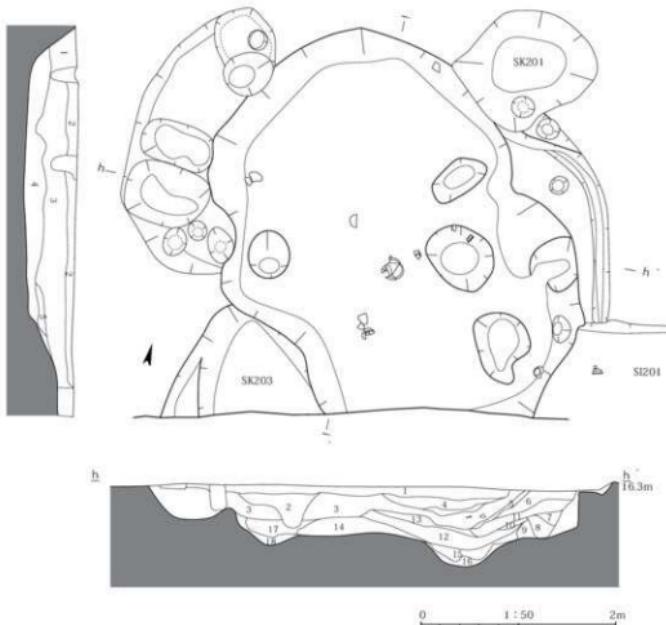
次にSK204については、TK209併行期の須恵器杯が1点、比較的良好的な状態で出土しており、これを埋没年代とする。堅穴建物SI201からもTK209の須恵器杯が複数個出土しており、二つの遺構はほぼ同時期と判断されるが、切り合い関係を考慮すれば、SK204が後出となる。

そのほか整地層については、整地層上に形成されているSX201やSX202に先行する遺構となる。したがって整地層形成の主因であるSB201もSX202に先行する可能性が生じるが、柱掘り方の遺物、柱痕跡の遺物とともに細片のため、出土遺物からSB201の造営年代、廃絶年代を確定することはできない。SB201については、SX202との厳密な先後関係は不明とする判断に留めておく。

このように、該調査地において時期が明確な遺構については、TK209併行期か飛鳥時代のいずれかに帰属し、概ね2時期に大別される。古相のTK209=古墳時代終末期の遺構であるSI201とSK204については整地層の広がりの周縁部に位置し、自然堆積層上に形成されたものである。両者の遺構に大きな時期差はない。

一方新相の飛鳥時代の遺構としては整地層上に形成された廃棄土坑SX202が存在する。

整地層そのものと整地層の形成要因であるSB201の造営時期は、現時点では上記2時期の中間に置かざるを得ない。周辺の火災痕との関係についても、整地層とSB201に被熱は認められず、建物の焼亡を原因として、その廃材を投棄する目的で廃棄土坑SX202が形成されたとする仮説も、



- | | |
|--|---------------------------------------|
| 1. IOYR5/2 灰黄褐色粘土 | 10. IOYR4/1 剛灰色粘土 |
| 2. IOYR5/3 に示す黄褐色粘土 | 11. IOYR7/1 黒褐色砂 |
| 3. IOYR4/2 黄褐色粘土 | 12. IOYR3/1 黑褐色粘土 |
| 4. IOYR4/2 灰黄褐色粘土に IOYR6/6 明黄褐色粘土ブロック混 | 13. IOYR5/1 剛灰色粘土に IOYR6/2 灰黄褐色砂ブロック混 |
| 5. IOYR4/2 灰黄褐色砂に IOYR6/6 明黄褐色砂ブロック混 | 14. IOYR5/1 剛灰色粘土 |
| 6. IOYR5/1 剛灰色粘土 | 15. IOYR5/1 剛灰色粘土 |
| 7. IOYR6/1 剛灰色砂 | 16. IOYR5/8 黄褐色粘土に IOYR4/1 剛灰色粘土ブロック混 |
| 8. IOYR4/1 剌灰色砂 | 17. IOYR5/1 剌灰色粘土 |
| 9. IOYR7/6 明黄褐色粘土 | 18. / 2.5Y/1 黄褐色粘土 |

fig.11 SX202平面および断面図

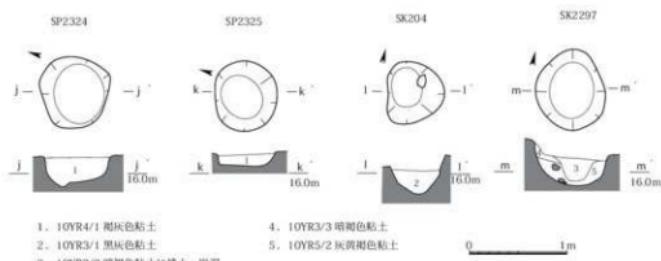
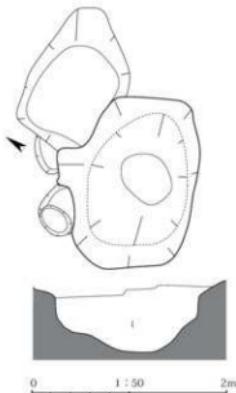


fig.12 土坑・ピット 平面および断面図



1. 10YR3/2 黒褐色粘土に 10YR6/6 明黄褐色粘土ブロック層

fig. 13 SX201平面および断面図

	出土遺物	歴年代	造構番号
古相	TK209 併行	7世紀初頭	SI201/SK204
			整地層 /SB201
新相	飛鳥時代後半	7世紀後葉	SX202

tab.5 第2造構面検出造構の時期

客観的な事実関係に即せば確定的ではない。

最後に、門の可能性のあるピットについてだが、仮にこれを門として復元した場合でも、軸方向はいずれの建築造構とも整合性がないので、建物造構に伴うか判断しがたい。構造的にも時期判定は難しいので、今回は時期的組列の判定対象から除外する。また本章で各説した造構以外にも、多数のピット、土坑等が今回調査地では確認されているが、いずれも出土遺物が細片、またはないなどの理由で詳細な年代の決定できないものである。

第Ⅳ章 遺 物

今回調査で出土した遺物は、28リットルコンテナ換算で約7箱程度あり、その大半が土器類である。土器の他にはごく少量の土製漁撈具片やサヌカイト片が存在する。これら出土遺物の約3分の2は遺物包含層から出土したもので遺構に伴わず、残りが遺構からの出土である。遺物包含層出土のものも含めた土器類の内訳は、陶磁器・土師器・須恵器・弥生土器・繩文土器など多岐にわたるが、ほとんどが細片で、図化できるものは極めて限定的である。また、出土状態から一定のまとまりを持ち、一括性がある（=同時性を見出しうる）と判断できる資料は、SX202出土の土器類のみである。SI201やSK204からの出土遺物も一括性を有する可能性が高いが、図化可能な状態の資料が1ないし2点程度しか存在せず、判断に足るだけの標本数がない。

本章では第2遺構面の出土遺物を中心に、図化し得た土器類について各説する。

1 土器類

A 第2遺構面出土の土器

SX202出土の土器 (fig.14, fig.15-29)

この廃棄土坑からは、土師器・須恵器などが出土している。出土土器の主体的時期は7世紀である。

土師器 供膳形態をとるものには、杯C（1～7）、皿A（8）、鉢A（9・10）があり、それ以外に貯蔵具の壺（11～14）がある。

群別 これらの土器は、胎土・色調・調整方法等によって4群に大別できる。この群別については、現時点では本報告書に固有の独立したものとして扱う。ただし別章で後述するように、最終的には六甲山南麓地域全体の7～8世紀の土器様相の中に包摂され、位置づけられるべきものである。各群の特徴は以下の通りで、色調の表現については、農林水産省農林水産技術会議事務局監修『標準土色帖』に従った。また群別については、図化不可能な細片についても、判定可能なものについては検討の対象とした。したがってこの大別については、出土した土器のうち、律令期に帰属する土器全体を網羅したものである。

I群（精製土器） 色調は2.5Y6/8～5YR6/8系の橙色を呈し、胎土は精良である。I群の土器は器壁が薄く、丁寧な造りを意識している。杯、皿については内面に暗文を施すが、施さない場合もある。外面の調整法は多様で、ヘラミガキを主体としながら、その他ヘラケズリ、指オサエ、回転ナデ、ナデ、のいずれかを部分的に施す。供膳具の一部がこの群に該当する。

II群（粗製土器） 色調は10YR8/6系の黄橙色を呈し、胎土には花崗岩、長石、石英、チャートなどの粒を含む。煮炊具と一部の供膳具がこれに該当する。

III群（粗製土器） 色調は5YR6/6～7YR系の橙～にぶい橙色を呈し、胎土には花崗岩、長石、石英、チャートなどの粒を含む。煮炊具と一部の供膳具がこれに該当する。

IV群（粗製土器） 色調は10YR5/3系のにぶい黄橙色を呈し、胎土には花崗岩、長石、石英、

チャートなどの粒を含む。煮炊具と一部の供膳具がこれに該当する。

杯類 土師器の杯類としては、杯C 7点がある。

法量的には口径20.4cm の1、13.5cm 前後の4・6・7、13.0cm 前後の2・3・5の3法量である。径高指数が算出できるもの2・3・4で、2は31.35、3は29.46、4は25.75でまばらつきがある。

内面調整については、内面に暗文が認められるのは4および5で、ともに一段の放射暗文である。5は内面が摩滅して暗文がやや不明瞭である。1は内面に回転ナデを施すが、それ以外の杯は内面の摩滅が著しく、調整が不分明である。

外面調整については、1・6がヘラミガキで1は底部ヘラケズリ。5はヘラケズリで底部の調整は摩滅して不分明である。2・4は摩滅が著しく外面全体が調整不明だが、底部にはかろうじて指オサエが認められる。3・7は全体が摩滅して不明。

口縁部形態については、端部を丸く取るものと内傾するものが存在する。杯Cはいずれも精製品で、群別はすべてI群に分類される。

皿類 完成品の8が1点存在する。口径22.6cm で、器高は3.2cm と浅い。平らな底部から、内湾や直線気味に立ち上がって大きく聞く口縁を持つ。内面の調整は二段螺旋文+一段放射暗文で、外面は底部不定ナデ、口縁部は内側に巻き込んで小さめに肥厚させる。精製品で群別はI群である。

鉢類 9・10は底部が欠損しているが、いずれも鉢A、いわゆる鉄鉢型と考えられる。口径は9が22.0cm 程度、10は34.8cm 程度に復元できる。調整はどちらも内面が横位のハケ、外面は縦位のハケで、口縁端部が面をなすなど、形態・調整とともに共通点が認められる。粗製のⅢ群である。

甕類 11~13は、いずれも頭部までの破片のため器種分類が不可能な甕である。ただし14は小型の甕Aとおもわれる。肩部までの破片である。調整については、いずれの甕もハケを主体とするが、11、12、14が口縁部回転ナデであるのに対し、13は外面が口縁端部まで達する縦位ハケで、内面も口縁まで達する縦位ハケである。粗製のⅡ群またはⅢ群に分類される。

須恵器 供膳形態をとるものには、杯H蓋(15)、杯H身(16)、杯A(17・18)、杯B(20)、かえりの無い蓋(21~23)があり、ほかに貯蔵具の甕(22、23)がある。19に関しては杯Aなどの杯Bであるのか判然としない。

群別 これらの須恵器は、胎土と焼成によって3群に大別できる。土師器の群別同様、現時点では本報告書に固有の群として扱う。

A群 色調はN5/系の灰色を呈し、白色系の鉱物粒を含む。焼き締まりは悪くない。

B群 色調は5Y7/1~7/2系の灰白色を呈し、白色、黒色の鉱物粒を多く含む。花崗岩、チャートなどの粒が観察できる場合もある。焼き締まりが悪く、表面がざらつく。

C群 色調は5PB4/1~4/2系の暗灰青色を呈し、器肉は5PB3/1~4/1系の暗紫灰色である。良く焼き締まっており、持ち重り感がある。器肉にはごくわずかに白色粒が観察できる。この群に属す須恵器は、全体の中野ごくわずかである。

D群 色調は5Y6/1~7/1系の灰色~灰白色を呈し、白色、黒色の鉱物粒を含む。焼き締まりは悪くない。

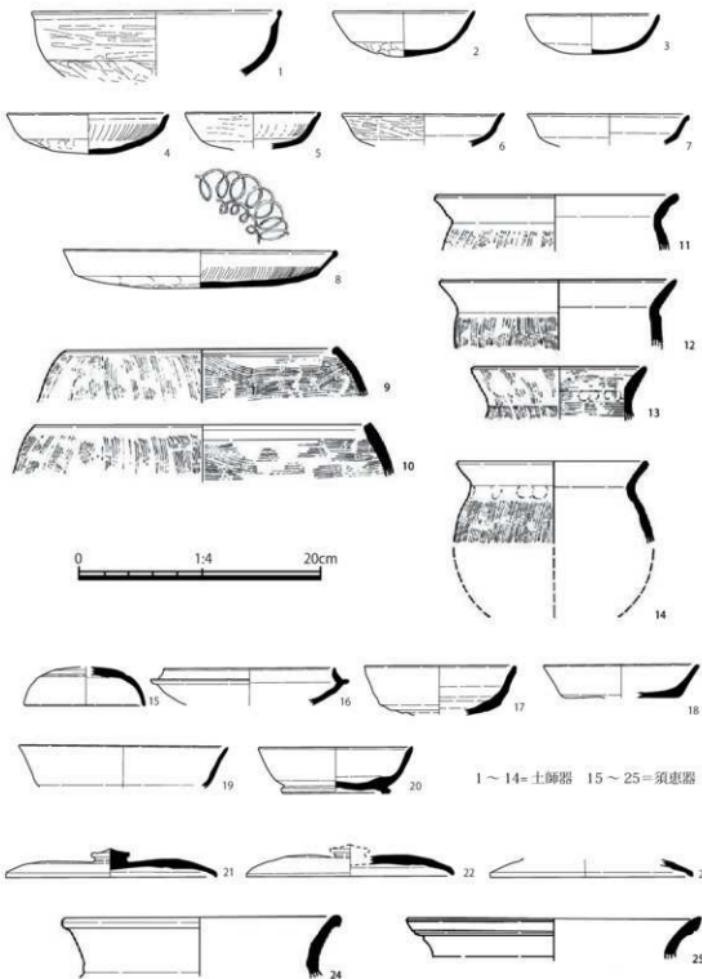
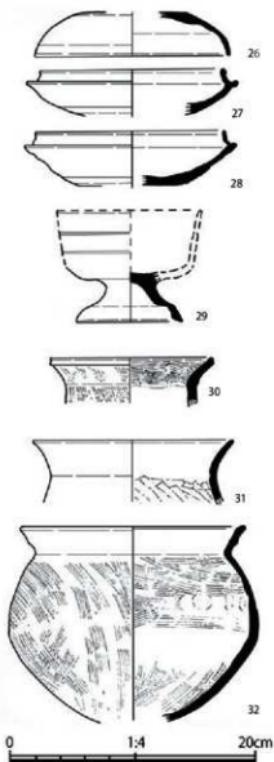


Fig. 14 SX202出土土器実測図

杯類 杯H、杯A、杯B、がある。法量的には、杯Aが口径12.5cm前後のものが多いが、19は17.0cmである。蓋は法量的には17.5前後ものばかりで、対応するのは19の規格の製品である。群別については、16がB群に、17~21がA群に分類される。



27、28=SK204出土 29=整地層出土
26、30~32=SI201出土

fig.15 その他の遺構出土土器実測図

て知られる（田辺1966）。29は飛鳥時代の整地作業が、周辺に存在した先行段階の遺構を削平し、客土として利用した事を示す資料と考えられる。

またSI201とSK204は、出土土器数こそ少ないが、土器様相には時期的な一貫性と整合性が認められる。したがって現時点では、第2遺構面における飛鳥時代の遺構群（SX202、整地層、SB201）に先行する段階の遺構（SI201およびSK204）の時期は、古墳時代後期のTK209併行段階と判断するものである。

甕類 いずれも小型の甕である。復元口径が22は22.4cm、23は24.0cmである。外反して肥厚する口縁形態だが、口縁部のみの破片のため器種の細別は不明である。群別はいずれもA群である。

土師器・須恵器共に供膳具形態は器高が浅い傾向を示すものが多く、飛鳥時代の土器としては比較的新相に位置づけられる印象がある。これらに對して形態的に古相の15と16の須恵器杯であるが、16については、SX202全体の土器様相から混入品として排除できるが、15についてはSX202出土遺物の全体量が少ないという數的制約を理由として、現時点では混入か伴出かの判断を保留する。

Fig.14に示したSX202における土師器・須恵器の供膳具形態が、一般に考えられている杯Hの下限年代に比して後出的な形態のものを主体とする事は間違いないが、六甲山南麓における土器様相の全体像や個別器種の消長に関する議論が未成熟な現時点では、その取扱いに慎重を期したい（註1）。

その他の遺構出土の土器 (fig.15)

上記以外の第2遺構面出土の土器としては、SI201出土の須恵器杯H蓋（26）、土師器甕（30~32）、SK204出土の須恵器杯H（27・28）、整地層出土の須恵器台付壺（29）などがある。27・28は受け部のかえり形態やその製作技法から判断して、TK209併行段階と考えられる。29も陶邑編年においてはTK209段階以降に登場する器種とし

【註1】

須恵器杯IIの消失を飛鳥Ⅲに求めるとする通説的な理解とは別に、飛鳥Ⅳ段階の良好な資料群であり、天武十四（685）年以降の本簡を伴出したことで知られる藤原宮朝堂院下層第二整地層出土の土器群について、この資料群が土師器を中心にIV的な特徴を示しながらも、一定の須恵器杯IIとともにかかりのある須恵器杯B蓋や須恵器杯Bを伴う事実に関してこれを単純な混入としない考えが、近年研究者から提示されている（尾野2018、小田2019）。当該資料群にこれまでのような年代差ではなく、土器を使用した階層のような、質的差異を反映させる仮説は、小田自身が記す通り現時点では検証途上だが、彼の視点は在地の土器様相を考えるにあたっても、宮の土器を基幹に組み上げられた法令期土器編年や土器様相と果たしてどこまで等質で共時的であるのか、逆にどの部分に在地性があり独自性があるのかという、ごく基本的な問題認識のスタンスと通底するものであって、看過しがたい。本書が試みるような六甲山南麓における7世紀の土器様相の把握作業はいまだ端緒であるが、当該地域の土器と宮の土器との間の階層差に起因する質的差異は、一般的に考えれば都域内部での差異以上に濃厚である可能性が高い。本報告書のような数的制約の大きい資料のみで個々の器種の消長や共時性の是非を判断することは避け、今後六甲山南麓全体の資料を網羅的・俯瞰的に把握できた段階で、一定の結論に達すべきと考えている。

B 繩文土器 (fig.16)

第2造構面基盤層および第2造構面の直上位に堆積する遺物包含層から、14リットルコンテナ換算で2分の1箱程度の縄文時代中期の土器が出土している。時期は1点を除いて、すべて北白川C式と判断される。ただし今回調査地の第2造構面基盤層の下位に、当該時期の造構は認められない。今回調査地は北白川C式の土器を出土する造構が多数検出された第32次調査地点の南東に隣接しており、これらの縄文土器についても、当該調査地方向から流入した可能性が高い。以下に図化し得たものを各説する。

33~40は第2造構面基盤層 (fig.4-第4層) からの出土で、41~48は第2造構面より上位の遺物包含層 (fig.4-第2層または第3層) からの出土である。

33・34は口縁部が「く」形に屈曲する深鉢の口縁部である。接合点はないが、あるいは同一個体の可能性がある。水平口縁で沈線または溝文が巡る。35は波状口縁の深鉢の口縁部である。溝文が認められる。36は深鉢の胴部で溝文。38は多重沈線を波形に施す。38は縦位の沈線が認められる。39の沈線は溝文の一部かもしれないが詳細は不分明である。40は横位沈線の間に斜行沈線を「ハ」字形で矢羽状に施す。41・43は鉢胴部の沈線施文の一部だが詳細は不分明である。42は波形の多重沈線の間に区画文様部があり、内部に刺突を充填する。44は隆帯の下に沈線施文する。45は34同様、「く」形に屈曲する鉢の口縁付近と思われるが、口縁端部は欠損している。

これらの縄文土器は、いずれも内面の調整は横位のナデである。また色調は7.5YR 6/4系の橙色またはにぶい橙色のものがほとんどで、7mm前後の器壁をもち、ピンクがかかった六甲山南麓由来の花崗岩粒を多く含む特徴的な胎土という共通点があり、胎土・色調・焼成の諸特徴の酷似から判断して、同一個体ではないにせよ高い共時性を持つと考えられる。北白川C式の中でも、ごく限られた一時期の製品であろう。ただし46に関しては、薄い器壁や、やや赤褐色がかった色調、胎土に長石・石英・チャート、赤色酸化鉄などの多彩な鉱物粒を六甲山南麓由来の花崗岩粒とともに多く含む点など多くの点でその他の資料と異なる。外面もナデ調整に浮文と沈線を施すもので、縄文を認めない。この土器については北白川C式の範疇にないものと考えている。現時点では詳細な期別は不明とする。



fig.16 純文土器撮影および実測図

第V章 考察

六甲山南麓における7世紀の土器様相I

(A群① / 生田川流域の供膳具)

1 はじめに

本章では六甲山南麓地域の7世紀の土器がどのような様相と特質を持つかを考察するが、雲井遺跡第41次調査出土のごく限られた標本に基き、この主題に十全に答える事はもちろん不可能である。雲井遺跡第41次調査で出土した7世紀の土器は、図化・分類可能なものがSX202から一括出土した20数点とごく少ない。遺物包含層から出土した遺構に伴わないものも含めれば若干資料数は増加するが、それらは中世から縄文時代までの幅広い時期の土器を伴出し、本章で試みる7世紀を通した土器様相の経時的観察という作業に性質上適さないため、今回は作業対象として取り扱わない。

また「六甲山南麓」とはいわゆる「西摂」地域であり、厳密には神戸のみならず芦屋、西宮、尼崎といった大阪湾沿岸の諸市域を包摂する広範な一帯を指すが、これについても発掘調査報告書の性質から、分析の対象を神戸市域に限定した。とくに断りの無い限り、本章で使用する「六甲山南麓」の用語に関してはそのように理解されたい。

本論が設定する課題は本来、第II章 fig.3において tab.3に示すA～Eまでの、6ないし5水系の遺跡群として把握されるすべての遺跡を対象として取り組むべきものである。各群の遺跡は、互いに相互補完かつ有機的な関係性をもちながら地縁的な単位集団を形成し、より広範な、六甲山南麓地域あるいは西摂地域の文化圏を形成していたと考えられるからである。本論で提示する雲井および二宮遺跡は生田川流域（本書ではA群とした）にあたり、当該地域のごく一部に過ぎず、上述のごとき一定の地理的空間内の7世紀の土器様相全体を詳らかにするには不足に過ぎる。当然B群以降の他の遺跡群についても同様の作業が必要であるが、紙数の都合上、今回は対象をA群に限定した。その他B～Eまでの他の水系の土器様相については、別途機会を得次第、順次稿を改めて取り組むこととしたい。

2 資料と方法

今回分析対象とするのは、雲井遺跡41次調査出土資料および、雲井遺跡と一体不可分な律令期遺跡と考えられる二宮遺跡、とくに28リットルコンテナ換算で総量50箱以上におよぶ良好な資料が出土した二宮遺跡第1次調査の土器である。二宮遺跡第1次調査の概略については、過去に神戸市が発行した調査年報（神戸市2001）に公表されているが、出土遺物に関する情報は、ほぼすべて本稿が初出である。紙数の都合上、本論では二宮遺跡第1次調査出土土器のうち、律令期土器研究の基幹となる供膳具に限定して提示し、当該遺跡の出土資料の約半数を占める煮炊具・貯蔵具については、別編として今後補遺的に公表予定である。

小田裕樹の研究によれば、7～8世紀の土器において供膳具と煮炊具・貯蔵具とは、前者が該

期の土器様式における基本的要素、後者が古墳時代以来の伝統的な要素を代表し、前者は列島内での齊一性・共時性を、後者は地域性を測る指標となるという（小田2016）。したがって本論についても、後日公表する炊煮具・貯蔵具編と一对をなすもので、両者が相互に組み合った時点から初めて、標題の内容に関して必要な情報を過不足なく提示できたものと考える。

3 二宮遺跡第1次調査の概要

二宮遺跡の範囲および第1次調査地点の位置は、第1章 fig.1に示す通りである。当該遺跡は行政手続き上、雲井遺跡に北接する遺跡として登録されているが、実態は雲井遺跡と一体であること、「新撰姓氏録」に「生田首」として名を残す在地集団の本貫地に比定される遺跡であることは、すでに前述した。平成3年に実施された第1次調査では、概ね3時期3面の遺構面が確認されており、遺構面の時期は上位の層から順に①平安～鎌倉時代、②奈良時代、③飛鳥時代と報告されている。これら3時期の異なる遺構面は、それぞれの直上位に時期的に対応する遺物包含層が堆積しており、当時の調査記録によれば、奈良時代、飛鳥時代とも遺物包含層は各2層程度存在するとのことである。また奈良時代の層と飛鳥時代の層の間には、調査区に西隣する旧生田川の氾濫がもたらした「洪水砂」が堆積しており、二つの時期の層を分かつ明瞭な指標になっている。

本論では、上記のうち③飛鳥時代の遺構および飛鳥時代の遺物包含層から出土した土器群中の図化可能な供善具を抽出して提示するが、後出型式の参考例として②の奈良時代の遺構および奈良時代の遺物包含層出土土器も併載しておく。「洪水砂」出土の土器についても文末のfig.28に示したが、飛鳥時代の土器と奈良時代の土器が混在しており、一括性という意味での堆積層の純度は低いと考えられる。参考程度に扱われたい。

当該調査における奈良時代の検出遺構はわずかで、報文には調査担当者が胞衣塗埋納遺構と判断した土坑1基と、土師器の杯2点、皿3点、須恵器蓋1点が埋納された祭祀遺構（SX201）1カ所の説明がなされているのみである。そのほか土馬とともに、大量の土器が投棄された流路状遺構が確認されており、石組構造の堤を持つとする記述があるが、この堤については飛鳥時代の遺構面において前身施設が確認されており、飛鳥時代まで遡及できるものである。

旧生田川左岸に所在する第1次調査区で確認された遺構面の主たる時期は飛鳥時代で、鉄製品鍛造のための鍛冶炉3基と掘立柱建物10棟、堅穴建物5棟といった多くの遺構が確認されている。この鍛冶炉は覆屋と炉の周辺に排水溝を備えた大掛かりなもので、調査担当者は、家内作業の域を超えたもので、専業集団による鉄器生産施設であろうと判断している。

考古学の方法論上、手工業に関する遺構の専業・非専業に関して即物的に証明することは実際には極めて困難なのだが、担当者の仮説を裏付けるものとして、これら3基の鍛冶炉が、梁行2間桁行2間の掘立柱建物とそれぞれ対になる形で存在している点は注目に値する。この平面形式2×2間の掘立柱建物については、鍛冶炉で製作した製品を保管する倉庫の可能性がある。同じく鍛冶炉に接する堅穴建物については、作業小屋または作業従事者の住居の可能性があるが、鍛冶炉一掘立柱建物一堅穴建物それぞれの関係性に関しては、個々の遺構から出土する土器のみならず鉄製品も含めたすべての出土遺物を詳細に検討したうえでなければ判断できず、本論の主題から外れるため、今回は追及しない。しかし古代豪族居宅がその内部に工房を取り込んで手工業活動を展開する例や、豪族居宅内部の鍛冶炉に倉庫が付随するといった事例はこの時期列島各地の複数の遺跡で確認されており、のちの生田郷を統括する在地豪族である生田氏の本貫地＝在地豪族居宅として、二宮遺跡第1次調査地を評価するにあたっては、重要な要素であろう。前述

の石組の護岸施設や堤を持った流路は、旧生田川からの引き込み水路であり、この場所で生産され、倉庫で管理された鉄製品が水路を介して旧生田川から出荷されていたとすれば、それは在地豪族居宅の手工業生産施設としての側面や社会的役割を端的に表すと同時に、古代在地集団にとってのインフラ網である水系の重要性といった問題が、改めて浮き彫りになるのである。

二宮遺跡では今のところ、豪族居宅の主屋となるような建築造構や、豪族居宅の特徴的施設とされる外郭施設などは確認されていない。第1次調査区の東端には、飛鳥時代造構面上で平面円形の構に囲まれた施設の一部が確認されているが、大半は調査区外で詳細は不明である。とはいっても、改めて当該調査区で確認された飛鳥時代以降の諸要素を列記すると、A. 構に囲まれた何らかの建物、B. 覆屋と排水溝を構えた大掛かりな鍛冶炉複数基、C. 鍛冶炉と対になる倉庫と推定される掘立柱建物群、D. 鍛冶炉周辺の堅穴建物群、E. 護岸設備を備えた旧生田川からの引き込み水路、などで構成されており、遺構論の面から当該遺跡の性格を「在地豪族の居宅」と位置づけるべき要素は十分であろう。

4 二宮遺跡第1次調査出土の土器

二宮遺跡第1次調査で出土した7世紀の供膳具について、fig.21~fig.25に提示する。ここに示した器種には、土師器・須恵器ともに一定量の高杯が供伴するが、作業時間の都合上十分に抽出

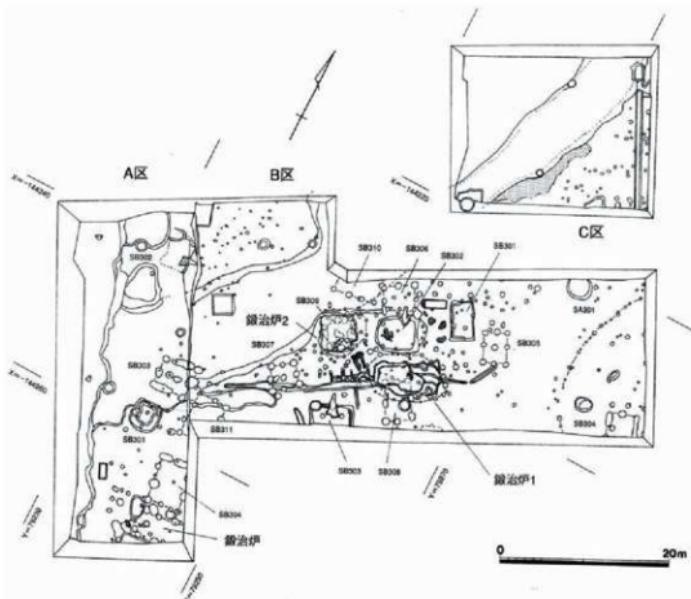


fig.17 二宮遺跡第1次調査 飛鳥時代造構面平面図

しきれなかったため、今回は割愛し、主要器種に絞った。fig.26およびfig.27は奈良時代遺構および遺物包含層からの出土資料で、fig.21～fig.25に示した土器の後出型式となるものである。

fig.21および25は調査担当者が飛鳥時代遺物包含層と認識した層の出土土器で、fig.24は飛鳥時代遺構面で検出されたそれぞれの遺構からの出土土器である。

A 土師器と須恵器の量比

まず目に付くのは、図示できた遺物の土師器と須恵器で量比にかなり偏りがある点だが、これについては今のところ抽出作業の方法に起因するのか、現実の量比を反映した結果なのかが判然としない。今後煮炊具および貯蔵具の整理を進めるにあたって、この問題に関しては重量比計測などを実施して合わせて検討課題としたい。

B 量的主体となる器種およびその規格性 / 須恵器

土師器と須恵器の量比に著しい偏りがあるという問題を一旦横に置いた上で、次に供膳具の器種構成を確認していく。

須恵器に関しては、遺物包含層、遺構出土のいずれの供膳具についても、量的主体は杯Hである。これに一定量（同程度またはやや少ない程度）の杯Gが共伴する。杯Gと同程度に杯Aがある。これらの器種よりやや客体的な存在として杯Bまたは塗Bが存在し、遺物包含層からは皿Bも各1点確認できた。

蓋については、杯Gに対応する法量のものにはかえりがあり、杯Aまたは杯Bに対応する法量では、かえりのある蓋とかえりのない蓋が混在する。

杯Hの身については、TK209と考えられるものが若干量存在するが、これは混入品として除外する。二宮遺跡第1次調査における杯Hの量的主体は口径8.0cm台から9.0cm台のもので、口径10.0cm台のものも含めると出土須恵器供膳具の大半を占める（tab.6）。したがって杯H蓋の径もそれに呼応する法量が量的主体を占める。この口径の杯H身には、立ち上がり高が0.3cm程度で、受け部高よりわずかに高いだけのものが最も多いが、立ち上がり高0.5cm以上のものも若干量認められる。口径11.0～12.0cm台の杯Hになると、立ち上がり高も0.8cm以上あり、純粹型式学的には先行形態と言える。なお杯H全体を通して、立ち上がり高が受け部高より低いものはほとんどない。

逆に、かえりのある蓋で杯Hに対応する法量のものは、受け部高と立ち上がり高がほぼ同一か、立ち上がり高のほうがやや高い程度で、側視した際の外見は立ち上がりが見えないものが大半を占める。立ち上がりが受け部より上に出ると確認できたのは1点のみである。

杯Gについても、口径9.0cm～11.0cm台が大半を占め、杯HやGには強力な規格性が伺える。杯H、杯Gに比べて形態的偏差の大きい杯Aは当然法量の値もばらつきがあるが、口径10.0cm台の小径のものが最も多い。杯Bは法量が複数規格存在する印象があるが、標本数が少なく、確言できない。

C 量的主体となる器種およびその規格性 / 土師器

土師器は橙色を基調とした色調で、精良な胎土を持ち、ミガキやヘラケズリで丁寧に作られた精製品、いわゆる「パレススタイル」の土器と、それに比して粗い作り、胎土もやや粗く、色調・焼成にばらつきがあるが總じて黄橙から黄褐色系の粗製土器とにまず大別される。粗製土器の胎

土・色調は煮炊具のそれと類似しており、一方パレススタイルの土器は、都の土器を相当程度忠実に再現したものという印象がある（具体的な生産地に関しては、胎土分析等の手法で都城出土の土器と比較する必要があり、今回はそこまで掘り下げない）。二宮遺跡第1次調査においては、パレススタイルの杯Cが土師器供膳具の量的主体かつ基本器種で、杯Aは遺物包含層中に1点、ほかにSD301とする遺構から器高が浅く後出的な形態のものが1点出土しているのみである。

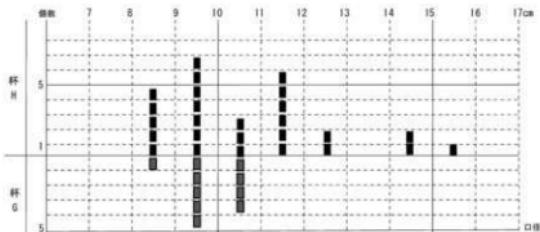
対する粗製の土師器供膳具については一定量が存在するものの、図化可能な資料を抽出すると、ごく客体的な量のように再現されてしまう。これについても抽出作業の技術的な問題に起因するのか、現実の量比を反映しているのかが現時点では不明である。煮炊具の整理作業と併せて今後も調査を継続する。

杯Cについては、3法量存在する。口径16.0cmを越えるC I、15.0cm前後のC II、12.0cm以下10.0cm以上のC IIIに分類しておく。

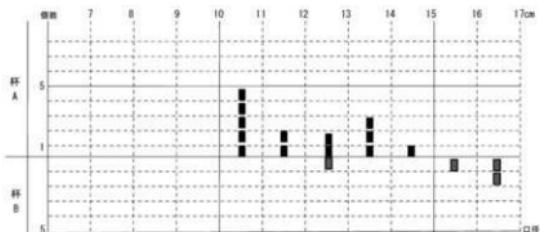
D 供膳具の器種構成および共時性

二宮遺跡第1次調査出土の飛鳥時代土器供膳具の器種構成を、遺物包含層および遺構出土のものでおしなべたものが、fig.18である。

須恵器：まず須恵器は杯Hが量的主体で一定量のGが共伴する。等量またはHがやや多い程度。これに小径傾向にある杯Aも伴う。杯Hは口径8.0cm以上11.0cm以下の規格が主体、杯Gも口径9.0cm台が主体で、都の土器と比較しても、口径的には最小化しきった段階（森川2019）に近いところにあると分かる。杯Bも一定量認められるが、HやGに比べて形態や規格にばらつきが大きい。蓋はかえりの有るもの为主体とするが、かえりの無い蓋も客体的に存在する。



tab.6 二宮遺跡第1次調査須恵器杯H/G 口径の分布(飛鳥時代遺構および遺物包含層出土)



tab.7 二宮遺跡第1次調査須恵器杯A/B 口径の分布(飛鳥時代遺構および遺物包含層出土)

土師器：一方土師器はバレススタイルの杯Cが圧倒的な量的主体で杯Aは客体的または混入程度の量しか存在しない。暗文は放射一段がほとんどだが、放射二段、見込みの螺旋暗文も確認できる。径高指数については、底部まで残存する個体がほとんど存在せず正確な数値が算出できないため、今回は検討を見送る。

以上のように、型式学上の論点に限定した場合、二宮遺跡の飛鳥時代遺物包含層及び、飛鳥時代遺構出土の土器共膳具群の構成には、同一層内に古相の土器と若干新相の土器とが混在していることが分かる。都の土器との併行関係で表現するなら、当該遺跡の供膳具は、須恵器H・土師器Cを量的主体として須恵器杯Gを伴うという点で飛鳥のⅡからⅢに併行する様相ながら、客体的な土器に須恵器杯AやBといったより後出のものが認められる、となる。土師器杯A・Cとともに径高指数が算出できる個体はほとんどないが、残存部を見る限り、必ずしも浅化した段階ではなく、それなりの深さを持つと考えられる。以上の様相は遺物包含層・遺構共に同一の傾向を示しており、単純な混入として扱う事を躊躇させる状況である。ただし最少径段階に近い須恵器杯Hを主体とし、杯Gを伴う点においては揃るぎがなく、その意味において、大雜把に飛鳥Ⅱないし飛鳥Ⅲ併行期 = 7世紀中葉から後葉初頭の年代観を當てる事に、大きな問題はないと考えている。

これらの土器群を単純に形態的特徴のみで組列化する作業は容易だが、その行為はおそらく無意味であり、むしろこの混在した状態が六甲山南麓のひとつの遺跡における一定のまとまりを示すものであろう。すなわち遺跡内における共時性を持った土器群の実相、一括性の内実として、現時点では捉えるべきなのである。このような一括土器群内での個体間の型式学的な振れ幅は、近年都の土器研究でも報告例が増加しており、机上で生み出される概念的組列と現実の土器様相との乖離として、より現実の側（使用実態）に引き寄せる形で組列の側が隨時修正・上書きされる必要がある。

5 生田川流域遺跡出土供膳具の型式組列

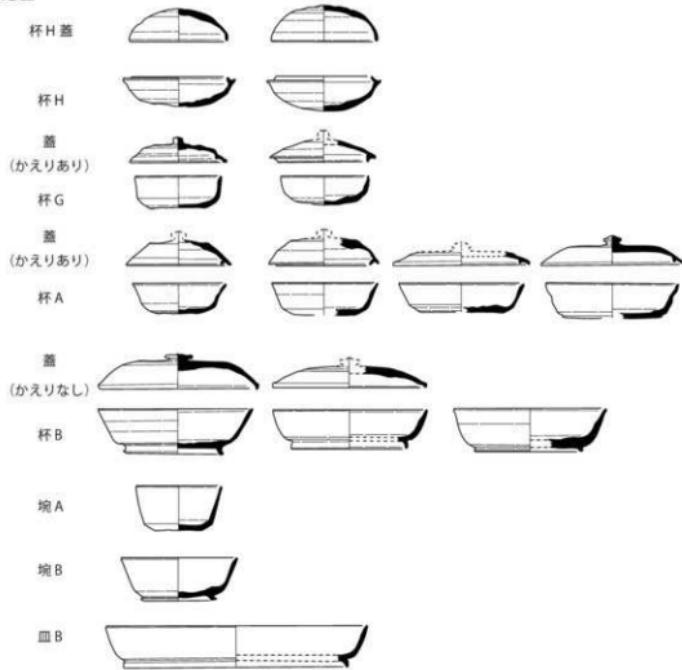
本論の冒頭で述べた通り、二宮遺跡第1次調査では、飛鳥時代の遺構面および遺物包含層の上位に、奈良時代の遺構面および遺物包含層が存在する。それらはここまでに詳述した7世紀の土器の後出型式をなす、8世紀段階の土器を出土する層である。

一方、第IV章fig.14に示した雲井遺跡第41次調査SX201出土の土器は、須恵器では杯AおよびB、土師器では浅い杯Cを主体として皿Aが加わるもので、二宮遺跡第1次調査の供膳具の器種構成に比して後出の形態が主体を占める。資料数の少なさによる量的制約が大きいため確言には至らないが、今のところ二宮遺跡第1次調査の土器群より1段階程度後出の7世紀後葉の型式群として位置づけておきたい。

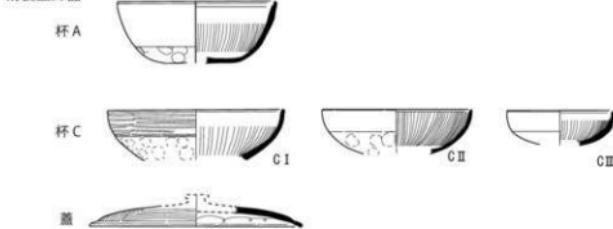
したがって、生田川流域の遺跡群では概ね①7世紀中葉～後葉初頭段階を示す二宮遺跡第1次調査→②7世紀後葉の雲井遺跡第41次調査 SX201出土土器群→③二宮遺跡第1次調査出土の8世紀の土器群へと、型式変化の大まかな推移が観取でき、組列化可能な資料群として把握できる。

なお二宮遺跡の飛鳥時代の土器群に先行する型式として、雲井・二宮両遺跡で出土するTK209型式の須恵器が当てられるが、これについては個々の調査において散発的に出土する状態で、様式としてのまとまりをもった土器群として把握されている例がない。比較的よくまとまっている

須恵器



精製土師器



粗製土師器



fig.18 二宮遺跡第1次調査 飛鳥時代供膳具の器種構成

須恵器



精製土師器



粗製土師器

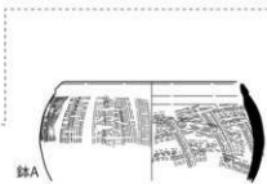
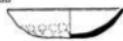


fig.19 二宮遺跡第1次調査 奈良時代供膳具の器種構成

雲井遺跡第34次調査の資料を提示しておくが、型式変化の段階としては古墳時代後期と二宮遺跡第1次調査の間に1型式程度存在する可能性があり、現時点では概念上の仮説に留まるものである。

6 おわりに

以上、ごく断片的ではあるが、二宮・雲井という二にして一である遺跡を題材に、生田川流域の7世紀の土器様相について述べた。本論に与えられた課題は、7世紀の六甲山南麓地域の土器が、どういった特徴を持つを明らかにすることであったが、それは換言すると、こんにちの律令期土器研究の基調をなす「都の土器」と、どのように共通点があり、どのような相違点を持つかを確認する作業と言える。相違点、つまり在地性については、今回取り扱った供膳具にはあまり反映されておらず、今後順次公表予定の煮炊具や貯蔵具といった雑器種により強く反映されると予見される。

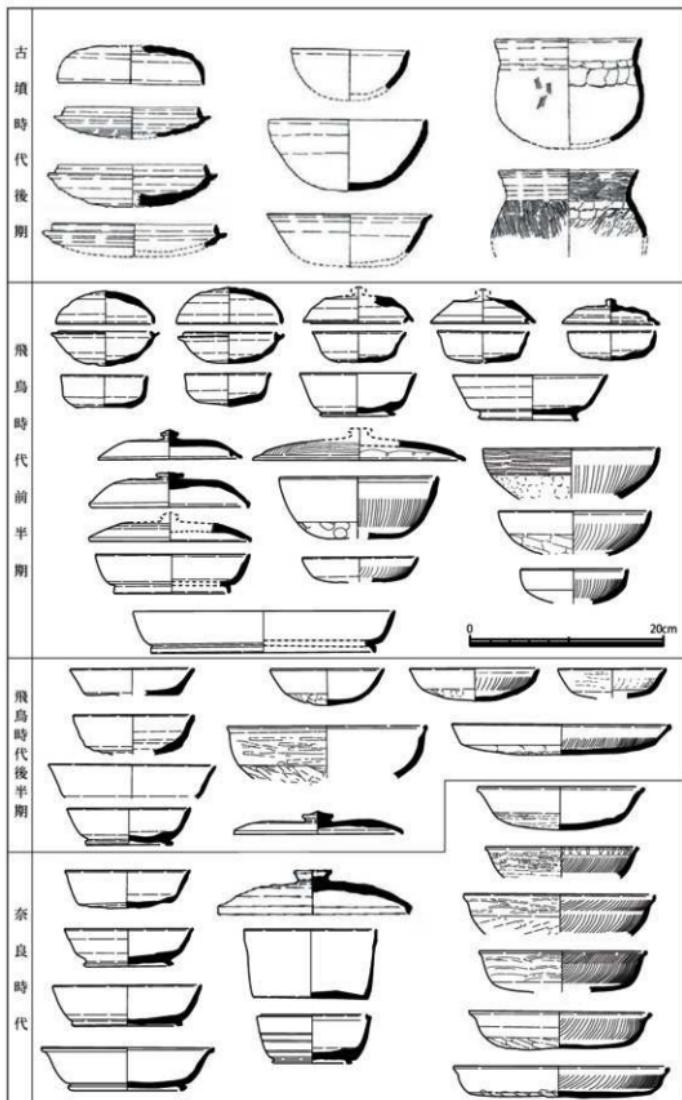


fig. 20 生田川流域における律令期土器供膳具の型式組列

結論的には、当該地域の7世紀の土器様相のうち、少なくとも供膳具に関しては、金属器指向器種やパレススタイルの受容（都の器種と共通する器種）に、伝統的器種杯口が共存する構成など、都の土器との強い同質性をうかがわせるところに最大の特色があった。こういった特徴は、本書の冒頭で述べた通り「畿内国」の一部としての六甲山南麓地域の地理的特質、大伴・中臣氏と言った中央貴族や允凡内氏という中央系国造層との政治的関係性と全くの無縁に形成されたものではない。都か鄙かという観点で論ずるなら、生田川流域の7世紀中葉以降の供膳具は、都のそれの強い影響下にある。と同時に、王権の膝下で、その君臣秩序の内側に強固に編み込まれ、のちの郷長や郡雜任へと成長する階層にある在地豪族の本貫地とされる二宮・雲井両遺跡の性格とも不可分であろう（ただし須恵器と土師器の量比については、今後更なる検討が必要である）。都の周縁地域においては、器種構成よりもむしろ須恵器と土師器の量比や各器種の法量分化の様態に遺跡の性質、すなわち地方官衙か一般集落かといった差異が反映され、かつその土器様式の二期は飛鳥Ⅲに求められるとする指摘（奈文研2019）は重要なからである）。

該地において、TK209の段階から領域再編を活発化させはじめたこの集団は、7世紀中葉には二宮遺跡第1次調査で検出されたような、手工業施設や水運施設といった社会的インフラ構築を達成し、8世紀段階も引き続き在地経営を継続する。このような遺跡動態は列島における律令国家の形成・展開と完全に軌を一にしており、令制支配が六甲山南麓という地域で末端機構である中小首長層にまで浸透していくプロセスを示すと言えよう。

その社会変容は国家による在地の吸収であると同時に、在地の側からの中央への同化でもあり、変化のベクトルは双務的かつ双方向的であったはずだが、自発・他発といった心的側面については、土器様相からは窺い知るべくもない。ただ、雲井遺跡第41次調査の遺構・遺物や二宮遺跡第1次調査の8世紀の遺物のありようを見る限り、彼らは都が飛鳥から平城に遷った8世紀以降もひたすらに律令官人としての道を辿ったものと推測され、その道程が、9世紀初頭の『姓氏録』において、「生田首」という形で結実することは確かである。

【参考文献】

- 青木和夫 1974 「古代豪族」 日本の歴史 第5巻 小学館
- 足利健亮 1992 「山陽道の歴史地理的考察」
『歴史の道調査報告書 第2集 山陽道（西国街道）』 兵庫県教育委員会
- 井上和人 2004 「古代都城制条里制の実証的研究」 学生社
- 植田隆司 2012 「古墳時代須恵器編年の限界と展望」『網干善教先生追悼論文集』 龍谷大学考古学論集刊行会
- 大津 健 1993 「律令国家支配構造の研究」 岩波書店
- 大隅清陽 2001 「君臣秩序と儀礼」『日本の歴史08 古代天皇制を考える』 講談社
- 大町 健 1986 「日本古代の国家と在地首長制」 桂文堂新社
- 小田裕樹 2016 「古代宮都とその周辺の土器様相—『律令の土器様式』の再検討—」
『官衙・集落と土器 2—宮都・官衙・集落と土器—』 奈良文化財研究所
- 尾野善裕 2018 「藤原宮朝堂院第二次整地出土土器の再検討」
『奈良文化財研究新紀要2018』 奈良文化財研究所
- 落合重信 1975 「神戸の歴史」 後藤書店
- 鎌田元一 1994 「7世紀の日本列島—古代国家の形成」『岩波講座日本通史』第3巻古代2 岩波書店
- 加藤隆久 2005 「生田神社」 学生社
- 坂上康俊 2009 「律令国家の転換と「日本」」 講談社
- 坂上康俊 2011 「平城京の時代」 岩波書店

- 佐藤 隆 2003 「難波地域の新資料からみた7世紀の須恵器編年」『大阪歴史博物館研究紀要』第2号
- 佐藤 隆 2004 「8世紀の須恵器編年と難波宮・平城宮の並行関係」『大阪歴史博物館研究紀要』第3号
- 藤原 賢 1996 「国造本紀」の再検討「日本古代国造制の研究」吉川弘文館
- 白石太一郎 2009 「考古学からみた倭國」青木書店
- 須原祥二 2011 「古代地方制度形成過程の研究」吉川弘文館
- 田辺昭三 1981 「須恵器大成」角川書店
- 長山泰孝 1994 「國家と豪族」岩波講座日本通史』第3巻古代2 岩波書店
- 西 弘海 1986 「土器様式の成立とその背景」真陽社
- 菱田哲郎 2002 「考古学から見た古代社会の変容」『日本の時代史5 平安京』吉川弘文館
- 広瀬和雄 1994 「考古学から見た古代の村落」『岩波講座日本通史』第3巻古代2 岩波書店
- 松原弘宣 1986 「大化前代の豪支配と国造」『日本古代水上交通史の研究』吉川弘文館
- 松原弘宣 1988 「古代の地方豪族」吉川弘文館
- 森 公章 2000 「古代都司制度の研究」吉川弘文館
- 森 公章 2014 「国造制と屯倉制」『岩波講座日本歴史』第2巻 古代2 岩波書店
- 八木 充 1975 「国造制の構造」『岩波講座日本歴史』第2巻 古代2 岩波書店
- 八木 充 1986 「凡直国造と屯倉」『日本古代政治組織の研究』
- 吉川真司 2011 「飛鳥の都」岩波書店
- 吉田 晶 1973 「凡河内直と国造制」『日本古代国家論立説一国造制を中心として』東京大学出版会
- 吉田 晶 1975 「古代国家の形成」『岩波講座日本歴史』第2巻 古代2 岩波書店
- 米田雄介 1979 「古代国家と地方豪族」教育社

【発掘調査報告書・シンポジウム資料等】

- 大阪府立近つ飛鳥博物館 2006 「年代のものさし—陶邑の須恵器—」平成17年度冬季企画展図録
- 神戸市教育委員会 1997 「雲井遺跡第6次調査」『平成4年度 神戸市埋蔵文化財年報』
- 神戸市教育委員会 1998 「雲井遺跡（第8次調査）一震災復興に伴う埋蔵文化財発掘調査概要』
- 神戸市教育委員会 2000 「雲井遺跡第10次調査」『平成9年度 神戸市埋蔵文化財年報』
- 神戸市教育委員会 2001 「二宮遺跡第1次調査」『平成10年度 神戸市埋蔵文化財年報』
- 神戸市教育委員会 2003 「二宮遺跡 発掘調査報告書—第2次発掘調査—』
- 神戸市教育委員会 2004 「雲井遺跡第12次調査」『平成13年度 神戸市埋蔵文化財年報』
- 神戸市教育委員会 2008 「雲井遺跡第23次調査」『平成17年度 神戸市埋蔵文化財年報』
- 神戸市教育委員会 2009 「雲井遺跡第26次調査」『平成18年度 神戸市埋蔵文化財年報』
- 神戸市教育委員会 2011 「雲井遺跡第30次調査」『平成20年度 神戸市埋蔵文化財年報』
- 神戸市教育委員会 2014 「雲井遺跡第34次調査」『平成23年度 神戸市埋蔵文化財年報』
- 神戸市教育委員会 2018 「雲井遺跡第37次調査」「雲井遺跡第38次調査」「平成27年度 神戸市埋蔵文化財年報』
- 神戸市教育委員会 2019 「住吉宮町遺跡第52次調査」『平成28年度 神戸市埋蔵文化財年報』
- 奈良国立文化財研究所 1978 「飛鳥・藤原宮発掘調査報告書II」奈良国立文化財研究所学報 第31号
- 奈良国立文化財研究所 1991 「平城宮発掘調査報告書XIII」奈良国立文化財研究所学報 第50号
- 奈良文化財研究所 2003 「古代の官衙道路 1道構編』
- 奈良文化財研究所 2005 「平城宮発掘調査報告書XVI」奈良文化財研究所学報 第70冊
- 奈良文化財研究所 2007 「古代豪族居宅の構造と機能』
- 奈良文化財研究所 2010 「国説平城京事典』
- 奈良文化財研究所 2015 第18回古代官衙・集落研究会報告書「官衙・集落と土器1—宮都・官衙と土器—』
- 奈良文化財研究所 2016 第19回古代官衙・集落研究会報告書「官衙・集落と土器2—宮都・官衙・集落と土器—』
- 奈良文化財研究所 2019 奈良文化財研究所歴史土器研究会共催シンポジウム「飛鳥時代の土器編年再考』
- 兵庫県教育委員会 1993 「大田町遺跡発掘調査報告書』
- 兵庫県教育委員会 1998 「室内遺跡」『平成9年度 年報』
- 田辺昭三・平安学園考古学クラブ 1966 「陶邑古窯址群I』

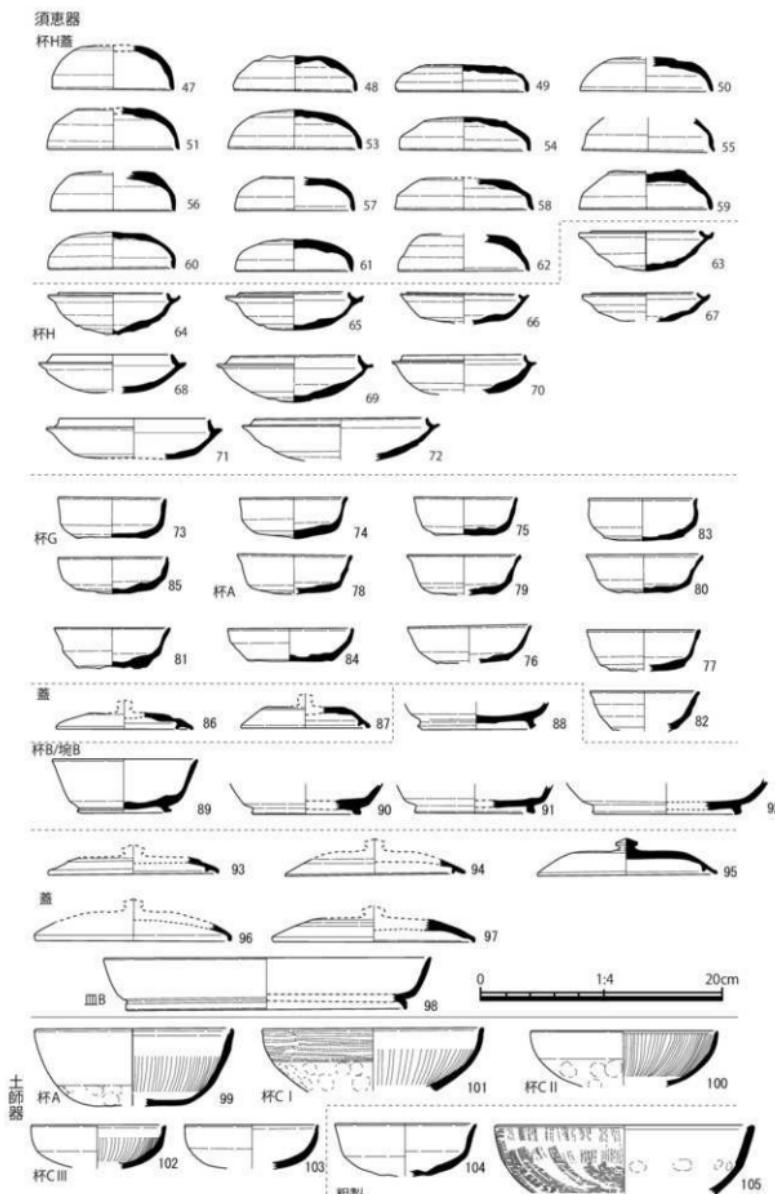
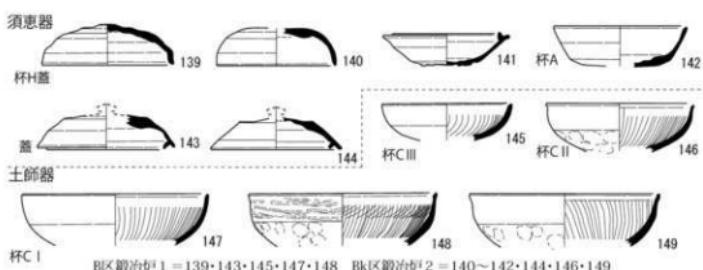
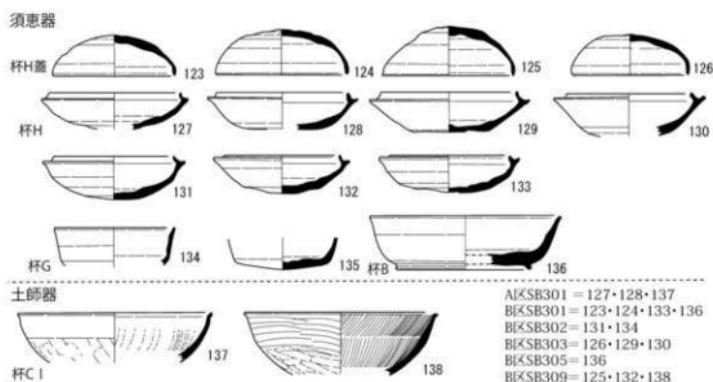
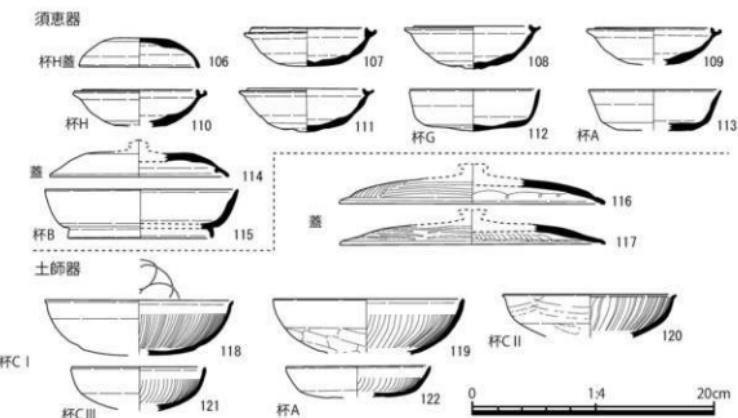


fig. 21 二宮道路第1次調査出土の飛鳥時代供膳具I（包含層1・黒褐色砂質土）



須恵器

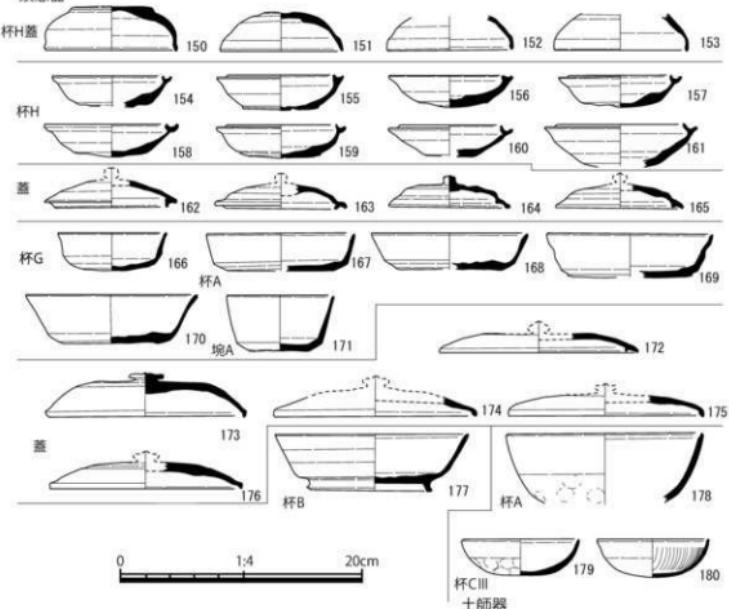
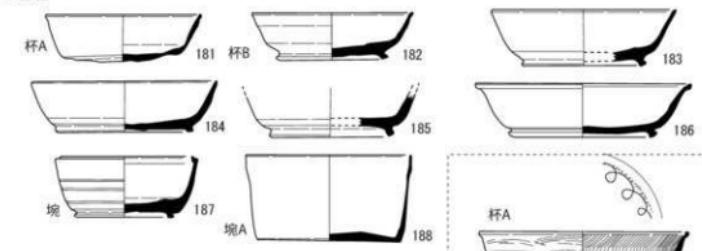


fig.25 二宮道路第1次調査出土の飛鳥時代供膳具5（包含層2・褐色砂質土）

須恵器



土師器/精製



土師器/粗製

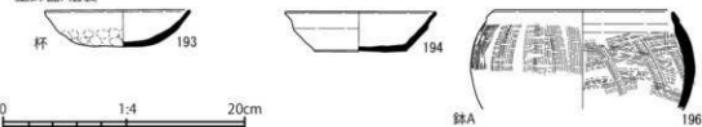
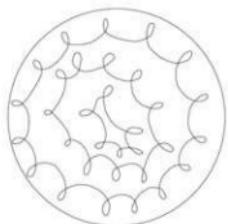
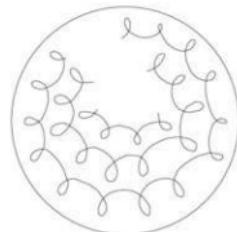
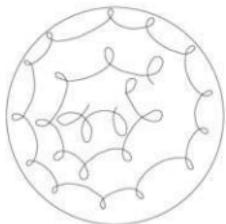
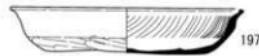
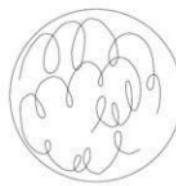


fig.26 二宮道路第1次調査出土の供膳具6（奈良時代包含層）

土師器



須恵器

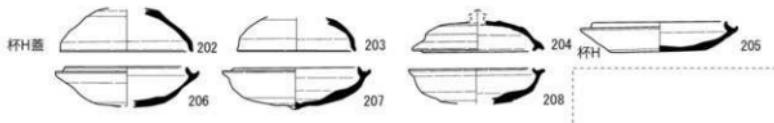


蓋



fig.27 二宮道路第1次調査出土の供膳具7（祭祀遺構B区 SX201）

須恵器



土師器

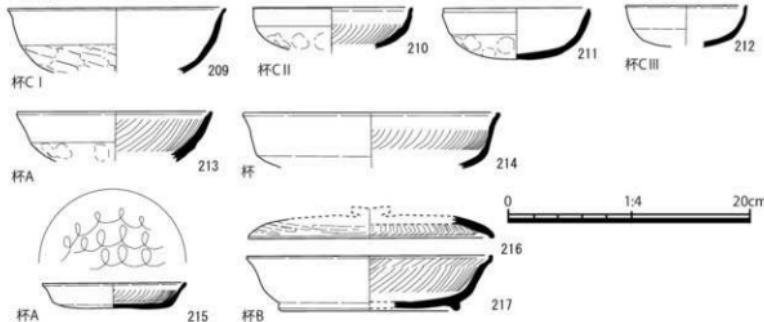


fig.28 二宮道路第1次調査出土の供膳具8 (洪水紗)

写 真 図 版



1 第41次調査区上空から六甲山系を望む



2 2区第2調査面（南東から）



3 2区第2造構面（東から）



4 1区第2造構面（北東から）



5 SX202 検出状況（東から）



6 同左（南西から）



7 SI202 検出状況（北から）



8 SB201 検出状況（西から）



9 SB201 検出状況（南から）



10 SK204 検出状況（西から）



11 同上（北西から）



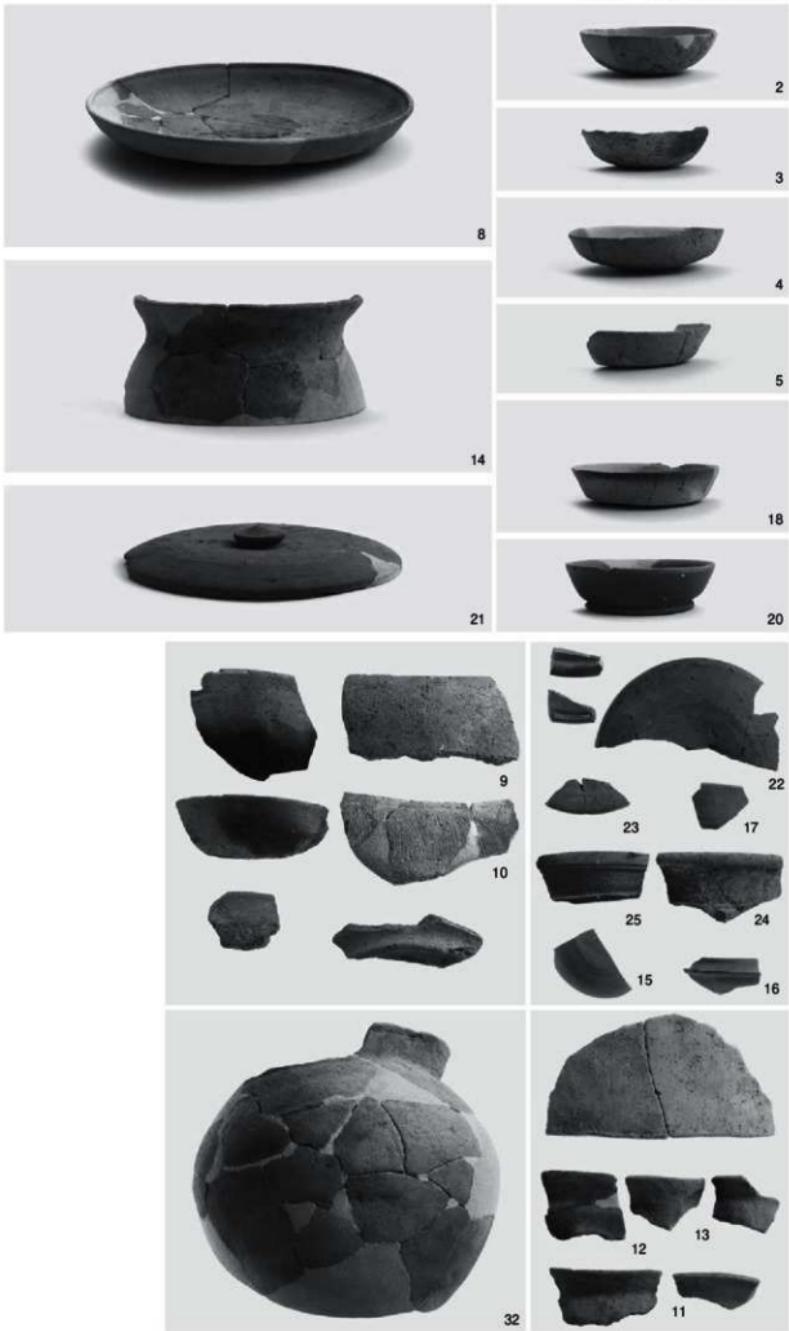
12 整地層堆積状況



13 SK2324（手前）SK2325（中央）検出状況（北から）

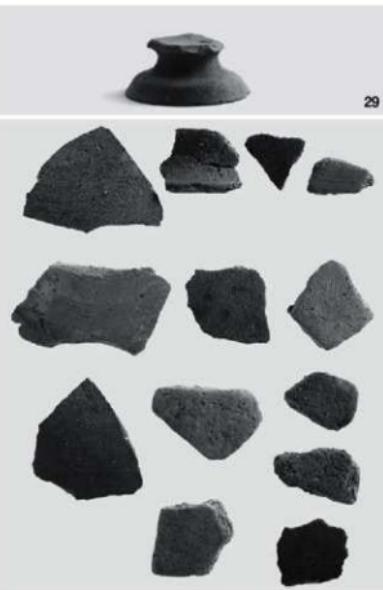


14 1区第1遺構面全景（東から）





包含層出土 土器および土製品



整地層出土

縄文土器



第2造構面基盤層出土



遺物包含層出土

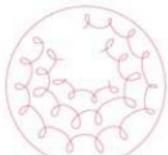
報告書抄録

雲井遺跡第41次発掘調査報告書
—六甲山南麓における律令期遺跡の調査—

発行 神戸市文化スポーツ局文化財課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
TEL 078-322-6480

発行日 2021年3月31日

印刷 交友印刷株式会社
神戸市中央区港島南町5丁目4番5号
TEL 078-303-0088



KUMOI SITE
A SITE OF ASUKA PERIOD
EXCAVATION REPORT